

第一次山陽小野田市総合計画

基本計画改訂版

平成25年3月

山陽小野田市

目 次

施策体系	2
------	---

基本計画	5
------	---

参考資料	135
------	-----

施策体系

第1章 暮らしの安心・安全を守るまちづくり 5

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

- (1) 次世代育成支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立支援
- (3) 母子保健対策の充実

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

- (1) 高齢者福祉の充実
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 社会保障の充実

3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域医療の充実

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 消防体制の充実
- (2) 救急・救助体制の充実
- (3) 防災体制の充実
- (4) 市域保全の充実
- (5) 交通安全と治安の確保
- (6) 消費者の保護と意識啓発

第2章 市民が主役のまちづくり 39

5 市民が主役の地域づくり

- (1) 地域コミュニティの振興
- (2) 市民活動の活性化
- (3) 市民と行政との協働のまちづくり

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

- (1) 人権尊重のまちづくりの推進
- (2) 男女共同参画社会の形成

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

- (1) 効率的な行政運営の推進
- (2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上
- (3) 財政運営の健全化
- (4) 広域連携の強化

第3章 うるおいのある快適なまちづくり 59

8 自然環境の保全と活用

- (1) 自然環境保全意識の高揚
- (2) 自然環境の保全と適正活用

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

- (1) 良質な居住の確保
- (2) 公園・緑地の整備・保全
- (3) 上水道の整備
- (4) 下水道の整備
- (5) 生活交通の充実
- (6) 美しいふるさと景観づくり

10 資源循環型社会のまちづくり

- (1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換
- (2) 環境衛生の向上
- (3) 環境保全対策の推進

第4章 にぎわいと活力にみちたまちづくり 83

11 多様な働く場の確保

- (1) 産学公連携による新産業の創出
- (2) 労働環境の向上

12 魅力と活力ある産業の振興

- (1) 工業の振興
- (2) 商業・サービス業の活性化
- (3) 農業の振興
- (4) 林業の振興
- (5) 水産業の振興
- (6) 地場流通の推進
- (7) 観光・交流の振興

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

- (1) 適正な土地利用の推進
- (2) 広域交通体系の整備
- (3) 港湾整備の促進
- (4) 高度情報化への対応
- (5) 国際交流・地域間交流の推進
- (6) 定住促進

第5章 人が輝く心豊かなまちづくり 115

14 意欲のある人づくり

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 義務教育の充実
- (3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

15 家庭や地域社会の教育力の向上

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 青少年の健全育成

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

- (1) 文化財の保護・継承
- (2) 芸術文化の振興
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興

第1章

暮らしの安心・安全を守るまちづくり

1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	
(1)	次世代育成支援の充実	6
(2)	仕事と子育ての両立支援	8
(3)	母子保健対策の充実	10
2	高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり	
(1)	高齢者福祉の充実	12
(2)	介護サービスの充実	14
(3)	障がい者福祉の充実	16
(4)	地域福祉の充実	18
(5)	社会保障の充実	20
3	生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備	
(1)	健康づくりの推進	22
(2)	地域医療の充実	24
4	市民が安心して暮らせる環境づくり	
(1)	消防体制の充実	26
(2)	救急・救助体制の充実	28
(3)	防災体制の充実	30
(4)	市域保全の充実	32
(5)	交通安全と治安の確保	34
(6)	消費者の保護と意識啓発	36

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(1) 次世代育成支援の充実

基本方針

次代を担う子どもが人間性豊かで心身ともにたくましく成長するよう、「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進を図り、家庭・地域・行政が連携しながら子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
地域子育て支援センター※の設置数	—	H19.3	5箇所	▶ 5箇所	▶ 7箇所
ファミリーサポートセンター※設置数(登録人数)	—	H19.3	0箇所(0人)	▶ 1箇所(267人)	▶ 1箇所(400人)
児童館1館当たり来場者数	1年間の来場者数	H18年度	7,670人	▶ 7,012人	▶ 8,000人

現状と課題

●現状

本市の児童人口(0～17歳)は平成22年(2010年)現在、10,469人で、減少傾向にあり、市の持続的な発展にとって大きな危惧を抱かせるものです。

また、核家族化の進行、地域社会の連帯感の希薄化などにより家庭や地域における子育て機能が低下しています。

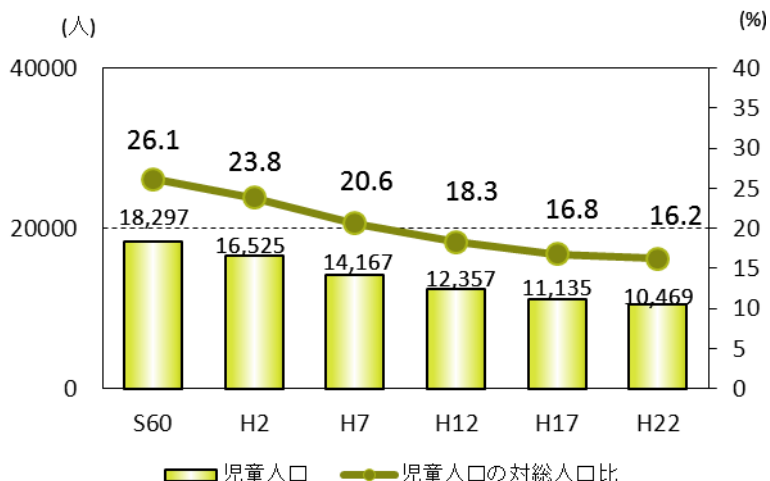
●課題

近年、出生数の減少、核家族化の進行、女性の社会進出、地域連帯感の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。このため、健全に、また、安全に子育てを行うための環境づくりや支援の在り方が重要な課題となっています。

※地域子育て支援センター：
地域子育て支援策として、保育園等で育児相談・子育てサークル育成などを実施する事業

※ファミリーサポートセンター：
子育て支援サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、会員同士が有償で助け合う事業

児童人口の推移



施策体系

(1) 次世代育成支援の充実

- ① 地域子育て支援体制の充実
- ② 家庭における子育て支援
- ③ 子育て負担の軽減
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ ひとり親家庭の支援

施策展開

① 地域子育て支援体制の充実

子育て家庭に対して、身近な地域から子育て支援が展開できるよう、地域社会が主体となって支援するネットワークの整備を図ります。

<主な取組>

- ・地域子育て支援センターの充実
- ・ファミリーサポートセンターの充実
- ・子育てサークルの充実

② 家庭における子育て支援

子育て家庭を支援するため、子育て支援サービスの活用を促進する情報提供や子育てに問題を抱える家庭の相談機能の充実を図ります。

<主な取組>

- ・子育て支援情報の発信
- ・家庭児童相談体制の強化
- ・男女共同の子育て意識の醸成

③ 子育て負担の軽減

子育て家庭に対して経済的な子育て負担の軽減を図るなど子育て環境の向上に努めます。

<主な取組>

- ・保育所保育料の軽減
- ・乳幼児医療費の軽減
- ・就園・就学費用の軽減

④ 児童の健全育成

未就学障がい児の療育体制の整備や児童虐待等の問題に対して、適切に対処する関係機関ネットワークを充実するとともに、児童の健全育成拠点の整備を図ります。

<主な取組>

- ・子育て支援ネットワークの強化
- ・児童の健全育成拠点の整備
- ・未就学障がい児の療育体制の整備
- ・心身障がい児簡易通園施設の充実

⑤ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の自立に向けた支援策を拡充するとともに、自立支援サービスを有効に活用できるよう相談機能の向上を図ります。

<主な取組>

- ・母子自立支援体制の充実
- ・自立支援サービスの充実
- ・ひとり親家庭への生活支援

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(2) 仕事と子育ての両立支援

基本方針

男女が共に子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子育て世帯に配慮した就業環境の整備を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
延長保育実施保育園数	—	H19.3	8 箇所	▶ 11 箇所	▶ 13 箇所
放課後児童クラブ※数	—	H19.3	12 クラブ	▶ 15 クラブ	▶ 15 クラブ
児童館設置数	—	H19.3	7 箇所	▶ 7 箇所	▶ 10 箇所

現状と課題

●現状

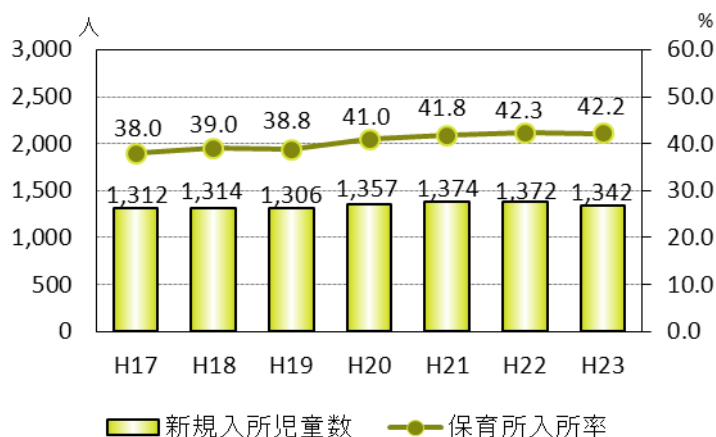
仕事と子育ての両立支援は、少子化対策の中軸をなすものとしてますます重要となっています。女性の社会進出に伴う共稼ぎ世帯の増大や就労形態の変化に伴い、保育園・幼稚園における保育需要や放課後児童保育の需要が増大してきています。

●課題

多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育や一時保育、障がい児保育など、多様な保育サービスの充実・拡大や放課後における児童の保育時間の延長などの充実が必要です。

子どもたちに良質な保育環境を提供するとともに、待機児童の解消を図るため、施設整備への計画的な取組が求められます。また、子育て世帯に配慮した就業環境の整備も重要な課題です。

保育状況の推移



※放課後児童クラブ：

保護者が昼間家庭にいない小学生（概ね 10 歳未満の児童）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し世話をを行う事業。

施策体系

(2) 仕事と子育ての
両立支援

① 多様な保育サービスの充実

② 放課後児童対策の充実

③ 児童福祉施設の充実

④ 子育て世帯の労働環境の充実

施策展開

① 多様な保育サービスの充実

民間活力を活用して、延長保育や一時保育、障がい児保育等の多様な保育サービスの推進を図ります。

<主な取組>

- ・延長保育の実施
- ・一時保育・病児保育・子育て短期支援など一時預かり型保育の充実
- ・休日保育の検討

② 放課後児童対策の充実

放課後において、保護者のいない小学校低学年を対象とした放課後児童対策を充実させます。

<主な取組>

- ・放課後児童クラブの充実
- ・放課後児童クラブの保育時間延長の実施
- ・放課後子ども教室推進事業との連携

③ 児童福祉施設の充実

保育園、児童館などの児童福祉施設を整備し、地域ぐるみで子どもの健全な成長と保育サービスの充実を図る基盤づくりを推進します。

<主な取組>

- ・保育園の整備・充実
- ・児童館の整備・充実

④ 子育て世帯の労働環境の充実

女性の再雇用の促進、労働時間短縮など多様な働き方の選択、育児休業制度の普及啓発等を図ります。

<主な取組>

- ・女性の再雇用の促進
- ・労働時間短縮など多様な働き方の選択
- ・育児休業制度の普及啓発



放課後子ども教室

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(3) 母子保健対策の充実

基本方針

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産・子育ての不安を解消するとともに、元気な母親・元気な子どもづくりを支援する体制の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
妊婦健康診査	受診者数÷健診対象者数×100	H17年度	95.30%	▶ 91.30%	▶ 100%
乳児健康診査	受診者数÷健診対象者数×100	H17年度	87.00%	▶ 97.40%	▶ 100%
幼児健康診査	受診者数÷健診対象者数×100	H17年度	96.50%	▶ 96.40%	▶ 100%
産婦人科医数	産婦人科に従事する医師数	H19.3	5人	▶ 7人	▶ 7人
小児10万人当たり小児科医数	小児科に従事する医師数÷14歳以下人口×10万	H18.4	111人	▶ 114.8人 (H22年度)	▶ 122人

現状と課題

●現状

本市では、母子保健事業が県から移譲され、低体重児をもつ家庭の訪問をはじめ、妊娠中から乳児期に至るまでの一貫したサービスを提供するとともに、1か月健診や妊婦健康診査回数の拡充など内容の充実を図っています。

妊娠、出産から就学にいたるまでの一貫した母子保健サービスを提供し、健康への基礎づくりを推進しています。小児科休日診療については、本市の急患診療所に対応しています。

●課題

平成23年度乳児健康診査受診保護者の約42%が育児について悩み、不安を抱えている現状から、乳幼児健康診査等で発見される要指導・要観察児に対する指導・相談体制の充実だけでなく、育児不安者への支援が必要です。また、安心して出産し、子育てできる母子医療体制の整備が重要です。

※マタニティブックスタート：

おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることによって、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらう運動。母子健康手帳を取りに来られる方を対象に、保健センターで絵本を選んでもらい渡します。

施策体系

(3) 母子保健対策の
充実

① 母子保健サービスの充実

② 母子医療体制の整備

施策展開

① 母子保健サービスの充実

保健・福祉・教育部間と連携を図り、妊娠・出産から就学まで母と子の健康を確保できるよう、母子保健事業の充実を図るとともに、子育てに悩みを抱える母親の育児不安の解消を図ります。

<主な取組>

- ・母と子の健康づくり事業の充実
- ・母子保健推進員の活動の充実・支援
- ・マタニティブックスタート※の実施
- ・食育推進計画の推進
- ・育児不安の相談体制の充実

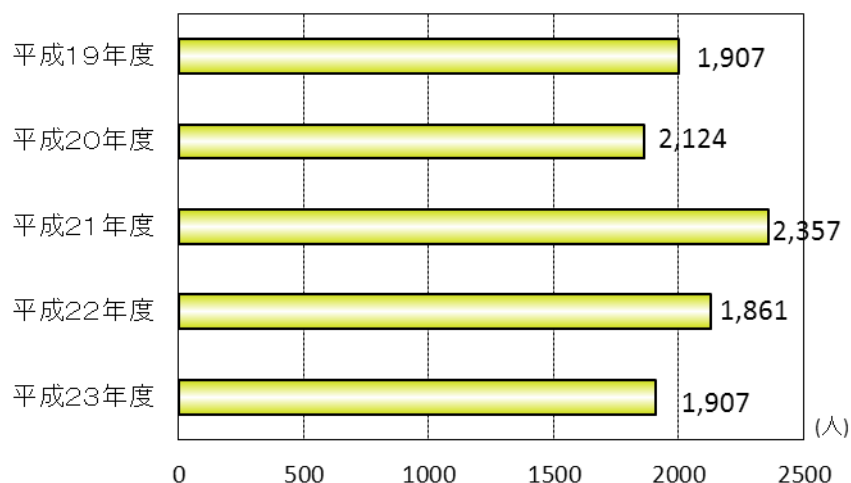
② 母子医療体制の整備

安心して出産し、子育てできるよう、乳幼児の疾病、夜間・休日における小児救急医療などに対応する母子医療体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・夜間・休日の小児救急医療体制の整備
- ・小児科体制の確保・充実

急患診療所(小児科)患者数



2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(1) 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が地域社会の一員として社会活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう条件の整備を図るとともに、健康づくりや介護予防事業に取り組みます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
老人クラブ加入率	老人クラブ会員数 ÷ 65歳以上人口 × 100	H18.4	24.4%	15.40%	30%
高齢者の生きがい対策 と社会参画の促進に対 する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	46%	49% (H24.8)	増やす
基本チェックリスト回 収率	基本チェック回収 数 ÷ 65歳以上の要 介認定を受けてい ない人 × 100	H24.11	82%	82% (H24年度)	100%

現状と課題

●現状

本市の高齢化率は、平成 22 年(2010 年)現在、26.9%で、全国平均より早く本格的な高齢社会を迎えています。このような中、平均寿命の延びや医療の充実などを背景に多くの元気な高齢者を中心として、様々な分野の社会活動への参加意欲が高まっています。

一方、保健センターや平成 18 年(2006 年)に設置された地域包括支援センターなどが介護予防に積極的に取り組んでいます。

●課題

高齢者が地域社会の中で生きがいを持って生活できる環境づくりを行うとともに、心身の機能を維持し、できる限り自立した生活を送れるよう、地域において身近な相談機能の充実や介護予防の推進が重要な課題となっています。また、高齢者が持っている能力を活かして、本人の意欲を引き出す取組も必要です。

介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域で充実した生活が送れるための支援が求められます。

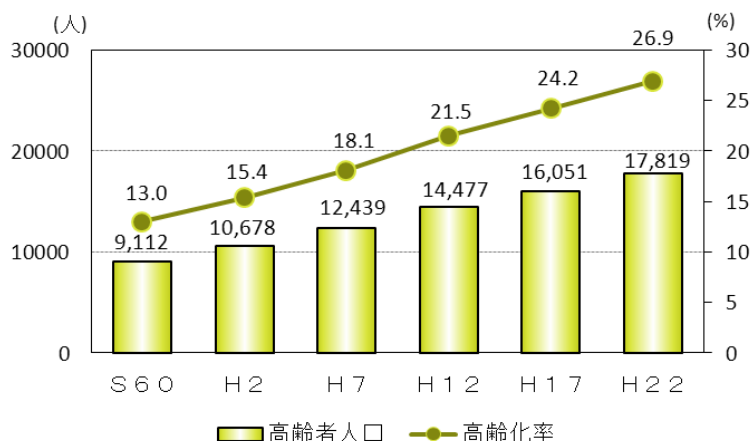
※一次予防事業：

健康教育や健康相談等を実施し、介護予防に関する活動の普及・啓発や介護予防に資する地域活動の育成・支援をする事業

※二次予防事業：

介護認定を受けていない人が、要介護状態等となることを予防することを通じて地域生活を支援する事業。

高齢者人口の推移(65歳以上)



施策体系

(1) 高齢者福祉の充実

① 生涯現役社会づくりの推進

② 介護予防の推進

③ 地域包括支援センターの充実

④ 生活支援サービスの充実

⑤ 認知症高齢者対策の充実

施策展開

① 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が、自ら意欲的に様々な分野で活躍できる環境づくりを進めます。

<主な取組>

- ・地域活動やボランティア活動への参加
- ・老人クラブの育成強化
- ・活動拠点の確保
- ・高齢者就業対策の促進
- ・生涯学習の充実

② 介護予防の推進

高齢者の「健康寿命の延伸」を目指し、生活機能の維持、向上に向けた取組を行うとともに、機能低下の疑いのある高齢者の早期発見を行い、介護予防を推進します。

<主な取組>

- ・生活習慣病対策の推進
- ・介護予防事業（一次予防事業※・二次予防事業※）の推進
- ・生活機能の維持・向上

③ 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターを中心として、高齢者が要介護状態に陥らないよう、一貫した連続性のある介護予防の支援・指導を行います。

<主な取組>

- ・介護予防ケアマネジメントの実施
- ・高齢者の実態把握
- ・総合的な相談・支援や権利擁護
- ・包括的継続的ケアマネジメント支援業務の実施

④ 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していきけるよう生活支援サービスなどの充実を図ります。

<主な取組>

- ・ひとり暮らしの高齢者等の自立した生活を維持するための支援
- ・ひとり暮らしの高齢者等の安心・安全な日常生活を確保するための事業
- ・高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

⑤ 認知症高齢者対策の充実

今後、増加する認知症高齢者に対しては、認知症への正しい理解の普及、相談体制の整備、早期対応等によって本人と介護者の地域生活の継続を支援します。

<主な取組>

- ・認知症への正しい理解の普及
- ・相談体制の整備
- ・早期発見・早期対応の仕組づくり
- ・地域での見守り活動の推進

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(2) 介護サービスの充実

基本方針

高齢に伴い、介護が必要な状態になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、在宅介護サービス基盤の充実に努めるとともに、介護保険の円滑な運営を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
居宅サービスの利用割合（65歳以上人口当たり）	介護保険の居宅介護（支援）サービス受給者数÷65歳以上人口×100	H18.12	9.1%	▶ 11.80%	▶ 15%
在宅介護支援体制の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	46%	▶ 45% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

介護保険制度は平成12年4月に創設され10年以上が経過しましたが、その間、介護サービスの利用者数が2.6倍に増えるなど高齢者を支えていく制度として定着してきています。一方で、認知症を患っている方や夫婦がともに介護認定を受けている方など、多方面からの支援が必要な方も増えてきています。

今後も高齢化の進行に伴い、認定者数が増加していくことが見込まれる中で、高齢者の支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、随時サービス内容の見直しを行っていく必要があります。

●課題

高齢者の自立支援を推進し、要介護状態への移行を防ぐ取組を行っていくとともに、できるだけ在宅での生活を維持できるように、在宅サービスの充実を図っていく必要があります。

また、認知症高齢者等の増加に対応し、住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な日常生活圏域で提供される地域密着型サービスの充実が求められます。

施策体系

(2) 介護サービスの充実

① 要支援者の状態維持・改善

② 介護サービスの充実

③ 地域密着型サービスの充実

④ 介護保険の円滑な運営

施策展開

① 要支援者の状態維持・改善

要支援者に対しては、高齢者の生活機能の維持・向上の観点から、要介護状態への移行を防ぐ取組を進めます。

<主な取組>

- ・要支援者に対する介護ケアマネジメントの充実
- ・予防給付サービスの充実

② 介護サービスの充実

要介護者に対しては、引き続き従来からの在宅サービス・施設サービスを総合的かつ効果的に提供し、自立生活の支援に努めます。

<主な取組>

- ・在宅サービスの充実
- ・施設サービスの充実

③ 地域密着型サービスの充実

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が予測される中、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの充実を図ります。

<主な取組>

- ・地域密着型サービスの充実
- ・地域との交流、連携の強化

④ 介護保険の円滑な運営

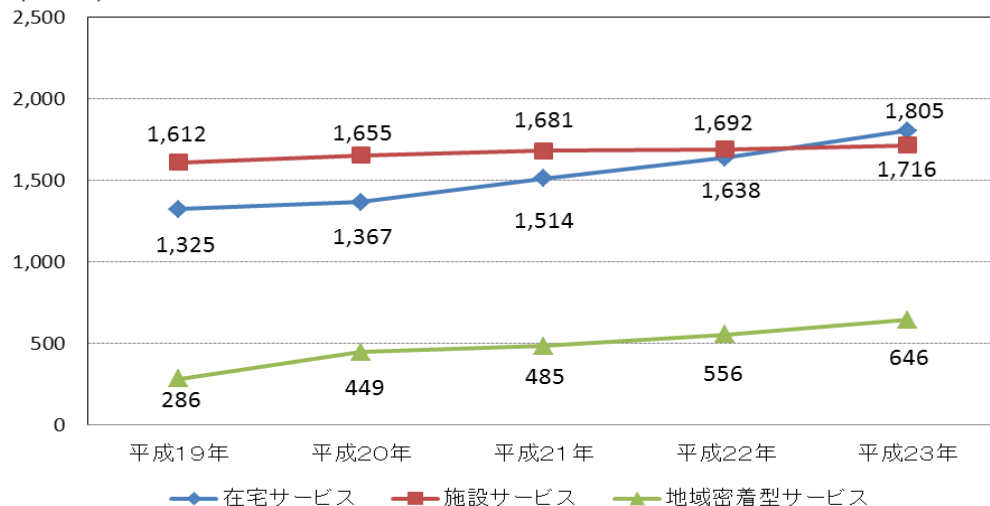
適正な給付を図り、市民の安心と信頼の確保を目指します。

<主な取組>

- ・適正なケアプラン作成に向けた指導
- ・利用者主体の体制づくり
- ・介護サービスの質の向上

各サービスの給付費の推移

(百万円)



2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(3) 障がい者福祉の充実

基本方針

障がい者ができるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、「日中活動の場」や「住まいの場」を確保し、障がい者が安全で快適な地域生活が送れる体制の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
障がい者のホームヘルプサービス利用量	1ヶ月当たりのホームヘルプサービスの利用時間÷利用者数	H17年度	15.2時間	▶ 9.0時間	▶ 20.0時間
知的・精神障がい者グループホーム数	グループホーム数	H19.3	2箇所	▶ 3箇所	▶ 3箇所
障がい者の在宅福祉サービスの充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	44%	▶ 44% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

平成18年(2006年)に「障害者自立支援法」が制定・施行されましたが、平成25年(2013年)4月からは、障がい者の地域社会における共生の実現を基本理念とし、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改め、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うための所要の改正が行われ、段階的に施行されます。

●課題

障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、自立訓練等を通じて施設入所等から地域生活への移行、福祉施設から一般就労等への移行を促進するとともに、保健・医療の充実だけでなく、就労、教育、住まいなどを含め、バリアフリー環境の整備、障がい者等に関する理解を深めるための啓発等が重要な課題となっています。

※コミュニケーション支援事業：
聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業。

施策体系

(3) 障がい者福祉の
充実

- ① 地域生活の支援
- ② 日中活動の充実
- ③ 社会参加の促進
- ④ バリアフリー環境の整備

施策展開

① 地域生活の支援

障がい者が、家族への依存から脱し、自立生活ができる支援体制を推進します。

<主な取組>

- ・障がい者の居住の場の確保
- ・入所施設から地域生活への移行の促進
- ・保健・医療の充実

② 日中活動の充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、地域の中に就労の場、昼間の介護・療養の場等「日中活動の場」の充実を図ります。

<主な取組>

- ・地域活動支援センターの整備

③ 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するため、コミュニケーション手段の確保、就労・自立訓練や外出支援を図ります。

<主な取組>

- ・コミュニケーション支援事業*の推進
- ・就労・自立訓練や外出支援

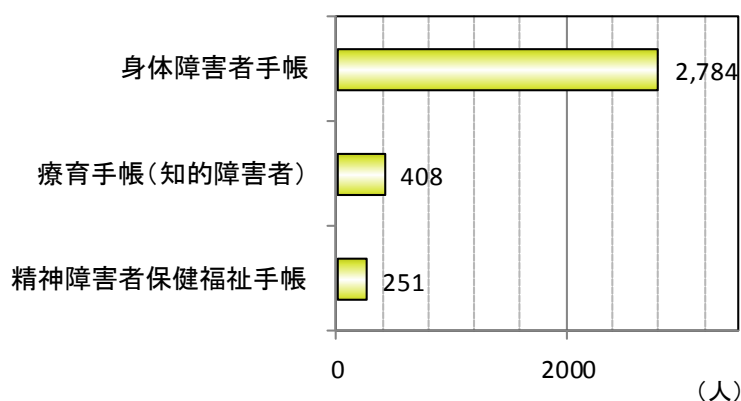
④ バリアフリー環境の整備

誰もが安全で快適な日常生活を送れる「バリアフリーな社会の構築」を図ります。

<主な取組>

- ・福祉のまちづくりの推進

障害者手帳交付状況(H24)



2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(4) 地域福祉の充実

基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民が相互に助け合い、支え合う地域福祉の体制をつくるとともに、子育て家庭、高齢者、障がい者を対象とした横断的・総合的な相談体制、サービス提供体制の整備を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
福祉活動ボランティア 団体登録数（人数）	社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア数	H18.10	83 団体 5,562 人	82 団体 5,688 人	100 団体 6,000 人
地域福祉活動の推進に 関する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	54%	57% (H24.8)	増やす
福祉関連職種の研修会 開催数（参加者数）	1年間の延べ開催 数（参加者数）	H17 年度	延べ48回 (1,530 人)	延べ137回 (1,368 人)	延べ150回 (1,500 人)

現状と課題

●現状

近年の子育てや介護などの福祉課題が家族だけでは解決できない事態に対応するため、国では、平成12年(2000年)の「社会福祉法」の改正により、これからの社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」を掲げました。その結果、従来の「公的機関や民間事業者を担い手とする福祉」だけでなく、「地域住民やボランティアを福祉の担い手とする地域福祉」の重視へと転換しました。

●課題

「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と両輪で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民みんなで相互に助け合い、支え合う地域福祉社会の形成が求められています。特に公的機関や民間事業者等による公的なサービスと地域住民等の支え合い・助け合いによるサポートとの連携を図りながら、子育て家庭、高齢者、障がい者を支える地域ケア体制の整備が重要な課題となっています。

施策体系

(4) 地域福祉充実

① 地域福祉推進体制の整備・充実

② 地域福祉の人づくりの推進

③ 地域でのサービスの充実

④ 要支援者の社会参加の促進

施策展開

① 地域福祉推進体制の整備・充実

地域福祉計画を策定し、地域住民をはじめ事業者や行政、社会福祉協議会と連携を図りながら地域住民が相互に助け合い、支え合う体制づくりを推進します。

<主な取組>

- ・地域福祉計画の策定
- ・社会福祉協議会の基盤強化
- ・総合保健福祉会館建設の検討
- ・地域福祉活動拠点の整備・充実

② 地域福祉の人づくりの推進

地域の自治会、老人会、女性会等を対象に福祉講座等を開催し、地域福祉活動のきっかけづくりを行い、地域住民の中から地域福祉の人づくりを推進します。

<主な取組>

- ・福祉学習による地域福祉の人づくり
- ・学習から活動につなげる仕組づくり
- ・ふれあい体験事業の推進

③ 地域でのサービスの充実

サービスを利用しやすくするため、わかりやすい情報提供や相談を行うとともに、生活ニーズを把握し、質の高いサービスを提供する環境づくりを進めます。

<主な取組>

- ・身近な相談窓口、情報提供の充実
- ・民生委員、児童委員、福祉委員等の地域情報を関係機関に引き継ぐ体制づくり
- ・福祉事業者間のネットワークづくり

④ 要支援者の社会参加の促進

地域の中で孤立している子育て家庭、高齢者、障がい者など要支援者の社会参加を促進するための環境づくりを推進し、地域住民との交流を進めます。

<主な取組>

- ・要支援者に対する理解の促進
- ・要支援者の移動手段の確保
- ・地域行事へ参加する機会の提供
- ・福祉施設での地域住民との交流促進

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(5) 社会保障の充実

基本方針

低所得者世帯への適切な指導援助と生活保護の適正実施に努めます。また、市民の健康増進を促進するとともに国民健康保険料収納率の向上に努め、財政基盤の強化を図ります。さらに、年金受給権の持続的な確保を図るため、年金制度の周知徹底に努めるとともに、国民年金未加入者の防止及び保険料納付を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
生活保護世帯の就労自立件数	1年間の就労自立件数	H17年度	19件	▶ 29件	▶ 26件
国民健康保険料現年度分収納率	—	H17年度	90.0%	▶ 89.5%	▶ 92.0%

現状と課題

●現状

長引く景気の低迷により若者をはじめ依然として雇用状況は厳しい中、本市の生活保護世帯数は急速に進む高齢化や失業、疾病、離婚等の要因はあるものの、ほぼ横ばいの状況にあります。

また、国民健康保険は、医療費の増加などにより、財政的に非常に厳しい状況にあります。

一方、国民年金においても、少子・高齢化の進行により、世代間の負担と給付の均衡を維持することが困難な状況になりつつあります。

●課題

稼働年齢層の生活保護申請も多く、有効求人倍率も低迷している状況ですが、職業安定所と緊密な相互連携と協働に基づく就労支援自立プログラムなどの活用により、早期自立を実現させる必要があります。

国民健康保険においては、被保険者の健康維持増進を図るとともに、保険料収納率の向上に努め、中・長期的な健全財政を継続することが求められます。

国民年金においては、年金事務所等との連携・協力に努め、未加入者の防止や保険料納付を促進し、市民の年金受給権を確保していく必要があります。

施策体系

(5) 社会保障の充実

- ① 低所得者福祉の充実
- ② 国民健康保険の充実
- ③ 国民年金の充実

施策展開

① 低所得者福祉の充実

低所得者世帯への適切な相談業務を行うとともに、生活保護世帯の生活を支援し、自立更生を促進します。

- <主な取組>
- ・低所得者世帯への生活相談・指導機能の充実
 - ・生活保護世帯への就労支援など適切な指導援助

② 国民健康保険の充実

市民の健康増進を促進し、医療費の適正化を図り、財政基盤の強化を図ります。

- <主な取組>
- ・市民の健康増進の促進
 - ・医療費の適正化
 - ・財政の健全化

③ 国民年金の充実

年金受給権の持続的な確保を図るため、国民年金制度の周知徹底に努めるとともに、保険料納付の促進及び未加入者の防止を促進します。

- <主な取組>
- ・制度の周知徹底
 - ・保険料納付の促進
 - ・未加入者の防止

3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備

(1) 健康づくりの推進

基本方針

「健康づくり行動計画」の推進によって、市民参加による健康づくり、保健サービスの充実を図るとともに、保健センターの機能の充実など地域保健体制の整備に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H22年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
特定健康診査受診率	受診者数÷対象者数×100	H20年度	26.30%	▶ 26.40%	▶ 60%
がん検診受診率	受診者数÷対象者数×100	H17年度	10.88%	▶ 17.50%	▶ 50%
三大生活習慣病による死亡率（人口10万人当たり）	三大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）による死者数÷男(女)人口×100,000	H17年度	男 692.8人	▶ 723.3人	▶ 減らす
			女 518.7人	▶ 574.8人	▶ 減らす

現状と課題

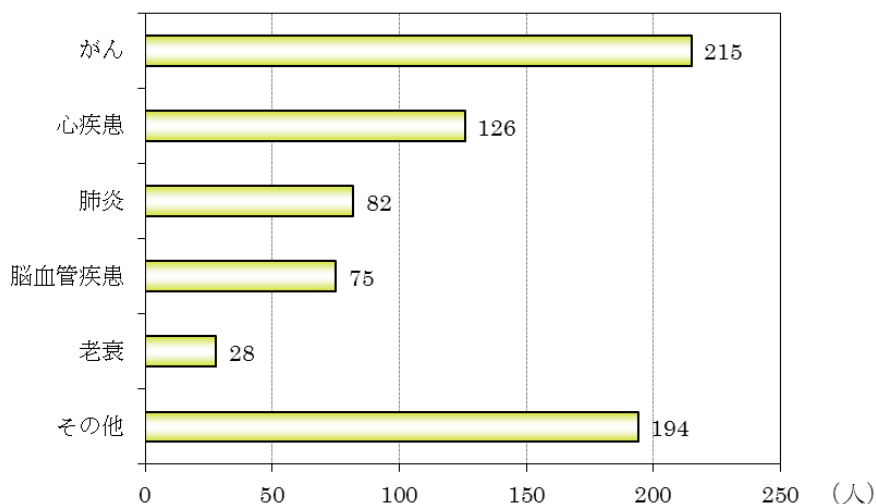
●現状

本市における死因の上位は、がん・心疾患・肺炎で、全体の約6割を占めています。また、本市は、がんによる死亡率が県平均・全国平均よりも高くなっています。

●課題

生活習慣病の克服は極めて重要な課題であり、増加している生活習慣病を予防するには、「自分の健康は自らが創る」という意識を定着させ、健康は一人一人の日常生活の中で培われるものであることを基本に、生涯を通じた健康づくりが必要です。

主要死因別死亡者数（H22）



※マンパワー：
医師、保健師、管理栄養士などの人的資源。

施策体系

(1) 健康づくりの推進

① 地域ぐるみの健康づくりの充実

② 保健サービスの充実

③ 地域保健体制の充実

施策展開

① 地域ぐるみの健康づくりの充実

健康づくり行動計画や食育推進計画を推進することにより、市民参加による健康づくりを通じて生活習慣病の予防、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図ります。

<主な取組>

- ・健康づくり行動計画、食育推進計画の推進
- ・市民参加による健康づくり
- ・生活習慣病の予防、自殺予防対策の推進
- ・市民健康体操（SOS おきよう体操）の推進
- ・地区組織による健康づくりの推進

② 保健サービスの充実

健康診査・がん検診受診者の事後指導を徹底して、市民の生活習慣病の改善・予防やがんの早期発見、早期治療に結びつけます。

<主な取組>

- ・予防接種の普及啓発
- ・結核、感染症等の予防対策の充実
- ・在宅健康管理システムの利活用の推進
- ・健康教育、健康相談、受診指導、生活改善指導等の強化

③ 地域保健体制の充実

市民の健康増進を図るため、保健センターの機能を充実するとともに、保健と福祉を一体的に提供できる地域保健体制の整備に努めます。

<主な取組>

- ・保健センターの機能の充実
- ・マンパワー*の確保
- ・福祉施設等との連携・協力体制の確立



健康づくり教室

3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備

(2) 地域医療の充実

基本方針

出産からターミナルケア（終末期医療）まで、信頼される安定的な医療・救急医療サービスの提供に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市民病院の医師数	—	H19.3	28 人	▶ 23 人	▶ 30 人
医療機関の整備と医療体制の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	45%	▶ 47% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市では、現在、地元の病院や医院を中心とした初期の診断・治療の一次医療、市民病院を中心とした一般的な入院・治療の二次医療の医療提供体制が採られています。高度・特殊な医療の三次医療体制は、山口大学医学部附属病院が担っています。

救急医療サービスは、医師会の協力による内科・外科の在宅当番医制と急患診療所や救急告示病院などの一次救急医療体制、広域圏の病院群輪番制による 365 日二次救急医療体制があります。

市民病院は老朽化が進行していることから、平成 27 年(2015 年)4 月グランドオープンを目指して新病院の建設を進めています。

●課題

一次医療体制は、プライマリーケア（初期医療）に立脚し、かかりつけ医機能の強化を図って、病診連携など医療施設間の機能分担と連携の強化が必要です。

一次・二次・三次医療と区分された限られた地域医療を有効に使うため、軽症の場合は診療所等を受診、必要な時に救急車を利用するなど、患者のモラルの啓発・改善が求められています。

市民病院は施設・設備の機能強化、経営健全化に努めるとともに、医師をはじめ医療職員を確保するため、勤務環境の改善が必要です。

医療施設の状況（平成 22 年 10 月現在）

区 分		施設数
病院	施設数	7
	病床数	952
一般診療所		60
歯科診療所		34

施策体系

(2) 地域医療の充実

① 地域医療体制の充実

② 市民病院の機能強化と経営健全化

③ 保健・医療・福祉の連携強化

施策展開

① 地域医療体制の充実

地域医療対策室を設置し、医療機関との総合調整機能の充実、勤務医の負担軽減対策、市民への適正受診の啓発、医療・保健・福祉の連携強化等を図ります。

宇部・小野田医療圏の中で、本市の市民病院としての機能・役割を明確にし、市民病院と医師会等との連携を図り、体系的な医療体制を充実します。

<主な取組>

- ・地域医療体制の充実
- ・救急医療体制の充実
- ・在宅医療の充実

② 市民病院の機能強化と経営健全化

市民病院として地域住民に安心・安全な医療を提供するため、病院事業改革プランに基づく経営の健全化と、新病院の建設による病院機能の強化を図ります。

<主な取組>

- ・市民病院の経営健全化の推進
- ・新病院建設の推進

③ 保健・医療・福祉の連携強化

誰もが生活習慣病等にならないよう、疾病予防、治療、リハビリ、生活支援等の質の高いサービスが受けられるよう保健・医療・福祉の連携を強化します。

<主な取組>

- ・医療と保健・福祉と連携した包括的医療の推進



新病院完成予想図

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(1) 消防体制の充実

基本方針

市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保するため、消防力の充実・強化を積極的に推進するとともに、市民参加による火災予防に重点をおいた総合的な消防体制の強化を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
消防施設・消防体制の充実に対する満足度	市民アンケート調査	H18.1	62%	58% (H24.8)	増やす
消火栓・防火水槽の充足率	現有箇所数÷基準箇所数×100	H17.3 末	90%	90%	95%
出火率(人口1万人当たり)	火災件数÷住民基本台帳人口×10,000	H18	5.5 件	5.1 件	4.8 件

現状と課題

●現状

火災の発生の危険性は、近年の都市化の進展等を背景に危険物施設や特定防火対象物等の増加、さらに高齢化の進行や生活様式の多様化などにより増大しています。また、本市には、石油コンビナート等特別防災区域を持つ地域の特殊性もあります。

これらの状況に対応すべく、消防力の強化を目的に平成 24 年(2012 年)4 月、宇部市と常備消防を広域化しました。

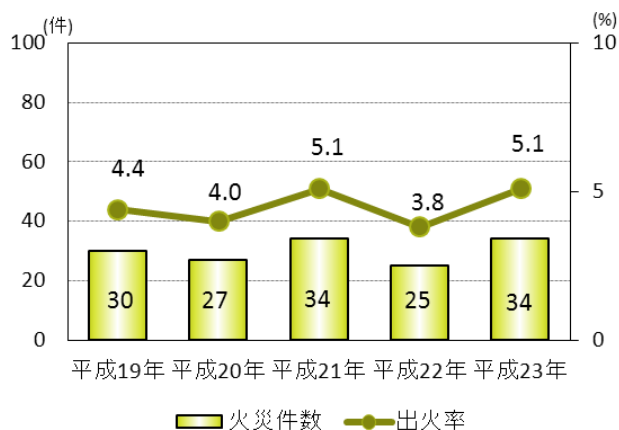
●課題

本市の消防力は、消防広域化は行ったものの大規模災害に対しては十分とはいえず、消防車両等の更新整備や消防水利の充実が必要であるとともに、老朽化した消防庁舎への対応が必要です。

また、電波法の改正による消防・救急無線のデジタル化への移行や消防業務の効率化を目的とした消防通信指令システムの統一化が求められています。

一方、火災予防対策は、高齢者等の災害時要援護者を火災から守るため、義務化による住宅用火災警報器設置を促進することが必要です。

市内の火災発生状況



施策体系

(1) 消防体制の充実

① 火災の予防

② 消防力の充実・強化

③ 消防団活動の推進

施策展開

① 火災の予防

住宅火災による死者数の低減を図るための住宅防火対策を推進するとともに、自主防火クラブを育成することによって、地域における火災予防意識の高揚を図ります。

<主な取組>

- ・自主防火クラブの育成
- ・住宅火災警報器設置の促進
- ・住宅防火診断の実施

② 消防力の充実・強化

市民の生命と財産を守るため、市全体の消防体制の整備・充実を図ります。また、消防施設、消防車両、消防水利施設等の充実と消防職員・団員の資質の向上を図り、消防力の充実・強化に努めます。

<主な取組>

- ・消防拠点施設の整備
- ・消防教育訓練の充実
- ・情報収集・伝達体制の整備
- ・消防水利施設の充実
- ・消防・救急無線デジタル化への対応
- ・消防通信指令システムの統一

③ 消防団活動の推進

消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、積極的に地域の実情に合わせたきめ細やかな災害活動を実施します。このため、消防団員の確保と消防技術の向上に努めます。

<主な取組>

- ・消防団活動の活性化
- ・消防団施設、資器材の整備
- ・自主防災組織との協力、連携



消防団の訓練

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(2) 救急・救助体制の充実

基本方針

市民の生命や身体の安全を守るため、救急・救助体制の充実強化に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市民の救命講習受講者数	講習受講者の延べ人数	H18.12末	10,500人	▶ 16,696人 ▶	20,000人

現状と課題

●現状

救急活動は、市民の生命や身体の安全を守るうえで不可欠な行政サービスです。平成23年(2011年)の本市の救急出動件数は 3,172件で、一日平均8.7件、管内人口の23人に1人が救急隊により搬送される状態となっています。また、救命率の向上を図る救急高度化への期待が高まっています。しかし、軽症者の救急車の利用が多くあり、本当に救急車を必要とする重篤患者への対応ができなくなる可能性が生じています。

●課題

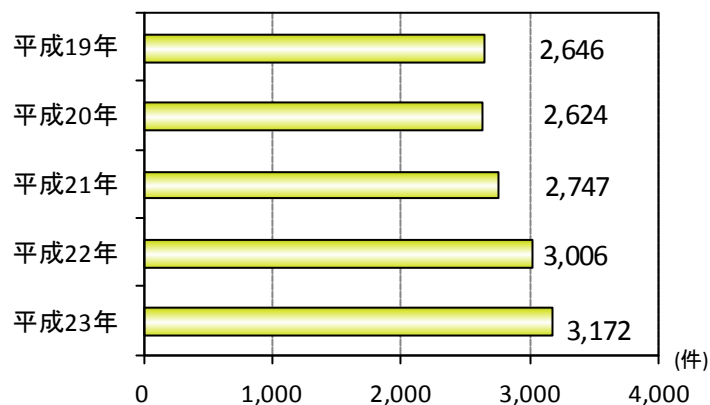
高度化する救急・救助活動に対応するための、高規格救急自動車、救急資器材などの整備と救急救命士の養成・充実が必要です。また、市民に対する救命教育の充実や医療機関との連携を一層強化する必要があります。また、救急車を必要としない軽症患者への救急車の適正利用の啓発が必要となっています。

一方、高速道路の交通事故、地震災害や水難、化学、毒劇物事故等にも対応できる救助隊員の高度な技術修得、資器材の整備が必要です。

※AED:

Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器のこと。医療関係者以外の者でも使用可能な心臓電気ショックの機器。

市内の救急出動状況



施策体系

(2) 救急・救助体制
の充実

① 救急体制の充実

② 救助体制の充実

施策展開

① 救急体制の充実

救急患者の救命率の向上を図るため、救急体制の高度化を図るとともに、医療機関との連携を強化します。また、市民に対する救命教育の充実を図るとともに、AED*の設置を促進します。

また、救急車の適正利用の啓発をします。

<主な取組>

- ・救急救命士の教育訓練の充実
- ・高規格救急自動車の更新
- ・市民に対する救急講習の開催
- ・AEDステーションの設置・促進
- ・医療機関との連携体制の強化
- ・救急車の適正利用の啓発

② 救助体制の充実

大規模災害時における救助体制の充実を図るため、救助工作車等救助資器材を整備・拡充するとともに、救助隊員の資質の向上を図ります。

<主な取組>

- ・救助工作車・器材の更新
- ・救助隊員の教育訓練



救急講習

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(3) 防災体制の充実

基本方針

市民生活の安全を確保するため、地域防災計画に基づき、市民への防災対応の周知、自主防災組織の充実や通信連絡網の整備、建築物の耐震化など、防災対策の強化に努めます。また、武力攻撃事態等においては、国民保護計画に基づき住民の保護に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
自主防災組織率	自主防災組織に組織されている世帯数÷全世帯数×100	H19. 3	27. 1%	▶ 85. 6%	▶ 100%
災害時の情報伝達手段の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18. 1	34%	▶ 45% (H24. 8)	▶ 増やす
台風や地震時の防災訓練の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18. 1	38%	▶ 52% (H24. 8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市は、瀬戸内海に面し、沿岸域一帯がほとんど干拓地であるため、大雨による市街地の浸水被害や台風時の高潮等による海岸、河川の堤防が決壊する大災害を被った経験もあります。また、北部の森林地帯から中南部の丘陵部には、土砂災害の発生するおそれがある区域が点在しています。

平成 24 年(2012 年)7 月には、防災に対する基本理念と市民、事業者及び市の責務と役割を定めた「山陽小野田市防災基本条例」を制定し、災害に強いまちづくりを推進しています。

●課題

災害は予期せぬ時にやってくるため、災害の未然防止策のみでなく、災害時の応急対策が必要であり、平常時から防災関係機関との連携を強化するとともに、市民への災害情報の提供が必要です。

また、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を図り、ハザードマップ（洪水・高潮・土砂災害避難地図）等を活用した自主的な防災訓練や、自分たちの住んでいる地域の危険を知るためにも、地域独自のハザードマップを作成することが必要です。

さらに、古い建築物は耐震強度が全体的に不足しており、新しい建築物であっても天井や外壁の落下など、重大事故が起こる場合があるため、その対策が必要です。

施策体系

(3) 防災体制の充実

① 防災に対する意識の高揚

② 防災体制の充実

③ 地域防災力の向上

④ 建築物の耐震強化

⑤ 武力攻撃事態への対応

施策展開

① 防災に対する意識の高揚

市民が正確な防災知識をもち、災害時に迅速かつ適切な行動を行えるよう、出前講座、防災講演会や各種メディアを活用して防災啓発活動を行うとともに、防災教育を推進します。

<主な取組>

- ・防災知識の普及啓発
- ・学校における防災教育の推進

② 防災体制の充実

市の職員が相互に連携して迅速かつ円滑な防災活動ができるよう、地域防災計画に基づき、防災訓練等を通じて日頃から総合的な防災体制の確立に努めます。

<主な取組>

- ・総合的防災体制の整備
- ・職員防災訓練の実施
- ・防災無線など情報システムの整備
- ・防災資器材等の整備
- ・情報伝達手段の充実

③ 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を図るとともに、ハザードマップを活用して地域防災訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術の習得を促進します。また、避難所機能の充実を図ります。

<主な取組>

- ・自主防災組織の育成
- ・ハザードマップ(洪水・高潮・土砂災害避難地図)の作成と周知
- ・地域防災訓練の実施
- ・避難地、避難路、避難所の選定・整備
- ・地域防災リーダー(防災士)の育成

④ 建築物の耐震強化

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年(1981年)以前に建設された建築物を中心に、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

<主な取組>

- ・公共施設の耐震化の推進
- ・建築物の耐震化の促進
- ・耐震性向上に関する情報提供

⑤ 武力攻撃事態への対応

武力攻撃事態等においては、市の国民保護計画に基づき、住民の避難、救援等が行えるように努めます。

<主な取組>

- ・平素からの備えや予防体制の充実

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(4) 市域保全の充実

基本方針

市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保していくため、海岸の保全、河川の保全、山地の保全や低地の保全を計画的に推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
高千帆地区の排水能力	流域地区内における排水機場ポンプの総排水能力	H19.3	15.9 m ³ /s	▶ 15.9 m ³ /s ▶	増やす
厚狭地区の排水能力	流域地区内における排水機場ポンプの総排水能力	H19.3	13.0 m ³ /s	▶ 13.0 m ³ /s ▶	39.0 m ³ /s
周防高潮対策事業の進捗率	整備済護岸延長÷計画護岸延長×100	H18.3末	35.3%	▶ 44.50% ▶	70%

現状と課題

●現状

本市は、瀬戸内海に面しており、沿岸域は津波、高潮などの災害の危険にさらされています。また、市内には干拓事業で形成された多くの低地があるほか、土石流、地すべり、急傾斜地など土砂災害危険箇所があります。

●課題

これまで、海岸や河川の保全事業に取り組んできましたが、郡・津布田海岸や厚狭川、前場川、糸根川など未整備地区の整備を促進することが必要です。

また、土砂災害や山地災害の危険箇所については、緊急度を考慮しながら、整備する必要があります。

市街地の大半が干拓地で低地の小野田地区では、市街化に伴い、水路改修やポンプ場など排水施設の整備を進めてきました。今後も、引き続き、改修・整備を進めて、浸水被害の解消を図る必要があります。

施策体系

(4) 市域保全の充実

① 海岸の保全

② 河川の保全

③ 山地の保全

④ 低地の保全

施策展開

① 海岸の保全

津波、高潮などの水害から守るため、海岸の保全に努めます。

<主な取組>

- ・海岸防災事業の促進
- ・海岸保全施設の適正管理

② 河川の保全

河川の氾濫や高潮などの水害から守るため、周防高潮対策事業など河川改修事業の早期完成を促進します。

<主な取組>

- ・周防高潮対策事業の促進
- ・河川激甚災害対策特別緊急事業の促進
- ・広域河川改修事業の促進

③ 山地の保全

土砂災害や山地災害から守るため、各種防災事業を促進するとともに、山地保全の観点に立って、適正な山地開発の指導に努めます。

<主な取組>

- ・山地災害の復旧
- ・地滑り対策事業の促進
- ・がけ崩れ危険箇所の整備
- ・山地開発の適正な指導

④ 低地の保全

大雨などによる浸水被害から守るため、水路、ポンプ等の整備など内水対策の充実を図ります。

<主な取組>

- ・水路、ポンプ場の整備
- ・危険ため池の改修
- ・小規模河川の改修



海岸保全（黒崎開作）

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(5) 交通安全と治安の確保

基本方針

交通安全意識の普及啓発及び交通安全施設等の整備を推進し、交通事故のない安全で円滑な交通環境を確保します。また、防犯意識の高揚と地域防犯活動の促進を図るとともに、空き家対策を総合的に推進し、安心して安全なまちづくりを目指します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
交通事故発生件数	1年間に発生した人身交通事故件数	H18	366件	315件	減らす
刑法犯罪認知件数	1年間に警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数	H18	823件	489件	減らす
交通安全対策の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	51%	50% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

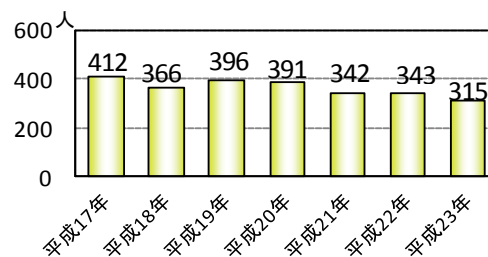
本市は、国道2号、国道190号、国道316号などの主要幹線が通る交通の要衝にあり交通量も多いため、道路延長当りの交通事故発生件数は県平均よりも多くなっています。

一方、近年、全国的に高齢者をねらった詐欺犯罪や子どもをねらった犯罪が増えており、本市でも不審者の出没等がみられます。また、管理不全の空き家の存在が市民生活に危険と不安をもたらしています。

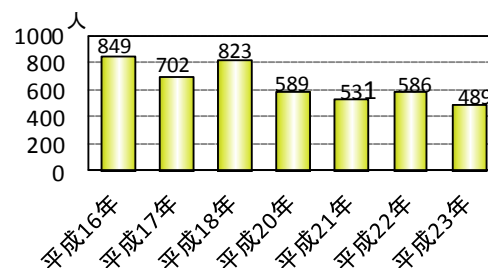
●課題

悲惨な交通事故から市民の生命を守るため、交通安全施設の整備はもとより、市民一人一人の交通安全意識の高揚や交通弱者である高齢者や子どもに対する安全教育が必要です。また、地域社会の犯罪を未然に防ぐための意識の高揚や地域防犯組織と関係機関との連携強化が必要です。さらに、空き家対策の総合的な推進が必要です。

交通事故発生件数



刑法犯罪認知件数



施策体系

(5) 交通安全と治安の確保

- ① 交通安全意識の普及
- ② 交通安全環境の整備
- ③ 地域防犯対策の推進
- ④ 空き家対策の推進

施策展開

① 交通安全意識の普及

交通安全意識を普及するため、交通安全教育等を進めます。また、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に交通安全活動を促進します。

<主な取組>

- ・交通安全教育の充実
- ・交通安全活動の充実

② 交通安全環境の整備

交通事故を未然防止するため、各種の交通安全施設の設置を図ります。また、交通事故多発地点の解消を図るため、効果的な交通規制、歩道の設置等を進めます。

<主な取組>

- ・交通安全施設の整備
- ・交通事故多発地点の解消
- ・道路照明の整備
- ・道路不法占用、違法駐車などの排除
- ・市民交通災害共済制度の充実
- ・通学路の安全確保

③ 地域防犯対策の推進

地域社会の犯罪を未然に防ぐため、警察等と連携しながら地域住民の自主的な防犯活動を促進します。

<主な取組>

- ・地域防犯活動の充実
- ・民間防犯組織の強化
- ・地域安全情報の充実
- ・防犯灯の設置・充実

④ 空き家対策の推進

市民生活の安心と安全を確保するため、空き家の適正管理を推進し、管理不全な状態にある空き家の是正を図ります。

<主な取組>

- ・空き家の適正管理の啓発
- ・管理不全な空き家対策の強化



交通安全教室

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(6) 消費者の保護と意識啓発

基本方針

消費者の保護を図るとともに、消費生活の安定と向上に努めます。
また、確かな選択・判断ができる消費者を育成するため、消費者教育や情報提供に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
消費者教育回数	1年間の教育回数	H18年度	2回	▶ 2回	▶ 4回

現状と課題

●現状

市民生活が豊かになるに伴い、多種多様な商品が出回るようになりましたが、反面、電話勧誘、訪問販売などによる悪質商法が巧妙化、複雑化しつつあります。また、急速な IT・国際社会化に伴うインターネットトラブルも増加しております。このような状況の中、本市では、平成 24 年(2012 年)4 月に消費生活センターを開設し、相談体制を整備するとともに、広報等による消費者の意識啓発、消費者団体の支援などを行っています。また、くらしの相談員や商品量目監視員と連携し、情報の収集に努めています。

●課題

近年、アダルト・サクラサイト商法※などのインターネットトラブルや高齢者をねらった悪質な訪問販売などのトラブルが発生しており、より一層、消費者保護に向けた活動を強化するとともに、消費者自らが必要な知識を習得し、自主的に行動することが必要になっています。今後は、多様化する消費生活相談に対応するため、窓口の相談体制の一層の充実を図る必要があります。

※サクラサイト商法

業者に雇われたサクラが異性、芸能人などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせる悪質な商法

施策体系

(6) 消費者の保護と
意識啓発

① 消費者教育・情報提供の推進

② 消費生活センターの相談体制の充実

施策展開

① 消費者教育・情報提供の推進

確かな選択・判断ができる消費者を育成するため、高齢者や若者、子どもを含め全ての消費者に対して教育や情報提供に努めるとともに、消費者団体の育成を図ります。

<主な取組>

- ・消費者教育や情報提供の推進
- ・消費者団体の育成

② 消費生活センターの相談体制の充実

複雑・深刻化する消費者トラブルに適切に対応するため、消費生活相談体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・消費者相談体制の充実



消費生活問題セミナー

第2章

市民が主役のまちづくり

5	市民が主役の地域づくり	
(1)	地域コミュニティの振興	40
(2)	市民活動の活性化	42
(3)	市民と行政との協働のまちづくり	44
6	人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成	
(1)	人権尊重のまちづくりの推進	46
(2)	男女共同参画社会の形成	48
7	効率的で、健全な行財政基盤づくり	
(1)	効率的な行政運営の推進	50
(2)	電子自治体の推進と行政サービスの向上	52
(3)	財政運営の健全化	54
(4)	広域連携の強化	56

5 市民が主役の地域づくり

(1) 地域コミュニティの振興

基本方針

コミュニティ組織に対する支援により、各地域における活動の活性化を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市民主役の地域づくりの 推進に対する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	48%	50% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感の希薄化、世代間の断絶などが進行し、市民の生活意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しています。反面、ふれあいというおいのある地域づくりやふるさとづくりが叫ばれ、地域の中でまちづくりについて協議するような動きが生まれています。

こうした中、本市では、ふるさとづくり協議会、自治会、女性会、子ども会などのコミュニティ活動が、それぞれの地域の特性を活かしながら展開されています。

●課題

各地域の住民同士が相互に支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動を行なうなど、コミュニティの果たす役割が一層重要となっている中、ふるさとづくりやまちづくり、地域イベント・行事などを通じた地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

施策体系

(1) 地域コミュニティの振興

① コミュニティ組織の活性化

② 地域イベント・行事の活性化

施策展開

① コミュニティ組織の活性化

コミュニティ組織への公的支援を図りながら、行政との協働による地域づくりを推進します。

<主な取組>

- ・ふるさとづくり協議会、自治会、女性会、子ども会などの組織の活性化支援
- ・研修事業への支援
- ・活動への支援

② 地域イベント・行事の活性化

地域でのふれあいや連帯感の醸成を図るため、地域イベントや行事の活性化を促進します。また、子どもからお年寄りまで色々な世代の人たちの交流機会の充実を図ります。

<主な取組>

- ・コミュニティに必要な備品等の支援
- ・コミュニティ活動保険制度の充実
- ・世代間交流の充実



山陽小野田市民まつり

5 市民が主役の地域づくり

(2) 市民活動の活性化

基本方針

市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民のボランティア活動の活性化を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
ボランティア団体数	市民活動団体の総数（福祉活動ボランティアを含む）	H19.3	約 500 団体 ▶	約 500 団体 ▶	増やす
NPO法人の認証数	特定非営利活動促進法により県が認証を行った法人数	H19.3	11 団体 ▶	13 団体 ▶	20 団体
ボランティア・NPO等の活動に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48% ▶	52% (H24.8) ▶	増やす

現状と課題

●現状

近年、市民自らが住むまちの魅力や誇りを大切にし、まちづくりに参加するという機運が高まり、様々な市民ボランティア活動やNPO法人が生まれています。

●課題

市民主体の地方自治の実現に向け、市民ボランティアの総合窓口を設け、「地域の役に立ちたい、力になりたい」という市民の気持ちを受け止めることのできる環境づくりを行い、ボランティア組織の把握・活動支援、一般市民への情報提供などを行うとともに、活動・交流の拠点となる施設の整備が必要となっています。

※指定管理者制度：

市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

施策体系

(2) 市民活動の活性化

① ボランティア・NPO等の育成

② 市民活動支援センターの整備

施策展開

① ボランティア・NPO等の育成

市民のボランティア活動への参加要望に的確に対応できるよう総合窓口を設置し、市民活動に関する情報収集・提供体制の整備、ボランティア団体の育成を図ります。

<主な取組>

- ・市民活動ガイドブックの作成
- ・情報収集・提供体制の整備
- ・ボランティアリーダー等の養成
- ・学校施設を活用した地域の学習・交流活動の推進
- ・まちづくり人脈の形成・活用

② 市民活動支援センターの整備

公共施設や空き店舗の活用を視野に、関係団体の活動を把握しながら、市民活動の拠点施設を整備し、活動の支援を図ります。

<主な取組>

- ・関係団体の活動の把握
- ・公共施設や空き店舗の利活用の検討
- ・市民団体の自主管理、指定管理者制度※等の導入



病院ボランティア

5 市民が主役の地域づくり

(3) 市民と行政との協働のまちづくり

基本方針

市民の意見を聴くとともに、市民への情報提供と説明責任を果たし、市民と行政の情報共有を促進しながらまちづくりを推進するため、市民と行政とのよりよい協働の仕組と体制の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
「対話の日」の年間参加者数	—	H18年度	601人	▶ 433人	▶ 720人
出前講座の年間開催数	—	H18年度	30回	▶ 46回	▶ 60回

現状と課題

●現状

本市では、市民への説明責任を果たし、市民の行政参画を促進するため、広報紙、ホームページ等を活用した市政情報の提供や市長との「対話の日」の開催、職員による「出前講座」の開設、市政の状況を説明する「市政説明会」の開催を行うとともに、「まちづくり市民会議」の設置など、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりに取り組んでいます。また、行政運営の透明性・公正性を確保するため、住民投票制度や市民意見公募（パブリックコメント）制度を導入しています。市民からの要望・苦情等に対して適切に対応し、業務改善への反映に努めています。

平成24年(2012年)1月には、住民自治の基本理念・原則を定めた「山陽小野田市自治基本条例」を制定し、更なる「協働のまちづくり」を推進しています。

●課題

市民と行政が対等・平等の関係で協力しあう「協働のまちづくり」を推進するため、広報・広聴活動をさらに充実するとともに、自治基本条例に沿った市民と行政との協働の仕組や体制の整備が求められます。

※ソーシャルメディア：

インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

施策体系

(3) 市民と行政との
協働のまちづく
り

- ① 市民参加の機会づくり
- ② 広報・広聴機能の充実
- ③ 市政情報公開の推進
- ④ 市民と行政との協働体制の整備

施策展開

① 市民参加の機会づくり

市民と行政が協働しながらまちづくりを進めていけるよう、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりを整備します。

<主な取組>

- ・まちづくり市民会議の活用
- ・審議会等委員の公募
- ・市民意見公募（パブリックコメント）制度の活用

② 広報・広聴機能の充実

市民への説明責任を果たし、市民と行政の情報共有を促進し、市民の声を活かす行政運営のため、広報・広聴機能の充実を図ります。また、近年、急速に普及しているソーシャルメディアなど、新たな情報発信手段の活用を検討していきます。

<主な取組>

- ・市民と市長との「対話の日」の開催
- ・広報紙、ホームページの充実
- ・市勢要覧、観光マップの活用
- ・ソーシャルメディアの活用を検討
- ・コミュニティFMによる情報発信

③ 市政情報公開の推進

市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、情報提供、議会中継などを充実させ、市民と行政との市政情報の共有に努めます。

<主な取組>

- ・市政説明会の開催
- ・情報提供の充実
- ・議会中継の充実
- ・出前講座の充実
- ・情報公開制度の充実

④ 市民と行政との協働体制の整備

市民と行政が共に役割を担う参加と協働の体制として、自治体運営の基本原則である自治基本条例を規範とし、まちづくりを推進します。

<主な取組>

- ・行政評価システムの導入・活用
- ・住民投票制度の運用
- ・自治基本条例に基づくまちづくりの推進



まちづくり市民会議

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

基本方針

人権尊重の精神を育み、一人一人の人権が保障される差別のない明るい社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場などが一体となって取り組める体制の整備に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
人権講座の参加者数	1年間の参加者数	H18年度	148人	▶ 434人	▶ 450人

現状と課題

●現状

社会の多様化とともに、人権に関する関心が高まっている反面、差別的言動、いじめ、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント※、ドメスティック・バイオレンス※（DV）など表面化しにくい人権侵害が多くなっています。

本市では、学校教育・社会教育において人権教育を推進するとともに、人権侵害の事案に対しては、人権擁護委員の活動や県の専門機関との連携のもとで被害者救済の取組を行っています。

●課題

学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて、差別や偏見のない一人一人の人権が尊重された社会を築くため、人権教育啓発を推進していく上で、支援体制の整備、指導者の養成、学習機会の充実に取り組む必要があります。

※セクシュアル・ハラスメント：
相手を不快にさせる性的
言動。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：
配偶者やパートナーなど
親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力。

施策体系

(1) 人権尊重のまち
づくりの推進

① 人権教育・啓発の推進

② 人権擁護活動の推進

施策展開

① 人権教育・啓発の推進

差別や偏見のない一人一人の人権が尊重された社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組む体制の整備を図ります。

<主な取組>

- ・人権教育支援体制の整備
- ・学習機会の充実
- ・指導者の養成

② 人権擁護活動の推進

関係機関と連携しながら配偶者・パートナーからの暴力（DV）など人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権被害者への迅速な救済に努めます。

<主な取組>

- ・相談体制の充実
- ・職員研修の充実
- ・人権擁護活動の推進



人権啓発ポスター

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

(2) 男女共同参画社会の形成

基本方針

男女共同参画プランを着実に推進し、男女の固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、学校・家庭・地域・職場など様々な場面において男女共同参画が可能な条件の整備を進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」募集事業の公募数	—	H18 年度	2,652 点	▶ 3,425 点	▶ 増やす
市の審議会等委員における女性委員の割合	女性委員数÷審議会委員総数×100	H19.3	22.7%	▶ 26.4%	▶ 50%

現状と課題

●現状

近年、女性の社会進出が進み、就業者の増加をはじめ、環境問題等様々な市民活動に取り組む女性も増えてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、女性の社会進出を支援する仕組が十分とはいえません。家事・育児・介護などを理由に就業や活動を中断する女性が多くみられ、男性も仕事中心の生き方のために、地域とのかかわりや家庭における家事・育児等へのかかわりが少ない状況です。

本市では、平成 11 年度(旧小野田市)から男女平等・共同参画推進の意識啓発と情報発信のために「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」募集事業を開始しました。全国各地から多数の応募があり、合併(平成 17 年(2005 年)3 月 22 日)後も継続して行っています。平成 22 年度からは 10 月 1 日を「女性の日」と定め、より効果的な啓発事業を行っています。また、平成 24 年(2012 年)9 月 29 日には内閣府との共催事業において、県下 2 番目の「男女共同参画宣言都市」となり、男女共同参画社会の実現に向けて、着実な取組を行っています。

●課題

「男女共同参画プラン」を着実に実施して、男女平等の観点から従来の社会制度や慣行の見直しを進め、学校・家庭・地域・職場など様々な場への男女の平等な参画、多様な生き方が可能となる条件整備が求められます。

施策体系

(2) 男女共同参画社会の形成

① 男女共同参画社会システムの充実

② 社会活動への参画支援

施策展開

① 男女共同参画社会システムの充実

「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を通して全国に情報を発信し、男女平等に対する意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。

<主な取組>

- ・男女共同参画プランの推進
- ・「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」の募集
- ・「女性の日」事業の充実

② 社会活動への参画支援

地域活動や環境保全活動などの社会活動への女性の参画を支援します。

<主な取組>

- ・女性団体連絡協議会の支援
- ・女性団体の活性化支援
- ・女性リーダーの育成
- ・女性の相談体制の充実



山陽小野田市男女共同参画宣言都市記念式典

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(1) 効率的な行政運営の推進

基本方針

行政改革大綱を着実に推進し最小の経費で最大の行政効果をあげるため、適切な組織管理、人事管理、事務管理などを行い、簡素で効率的な行政運営と市民ニーズの多様化などに対応した行政サービスの提供に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
指定管理者制度導入施設数	—	H19.3	19 施設	▶ 34 施設	▶ 36 施設
職員 1 人当たりの市民の数	総人口数÷総職員数	H18.4	65 人	▶ 79 人	▶ 83 人

現状と課題

●現状

長引く景気低迷などの影響による税収の落ち込みや地方交付税の縮減等により非常に厳しい財政状況が続いています。このような状況の中で、年々増加する社会保障費への対応に加えて、新ごみ処理施設建設など大型の施設整備事業による事業費の増加等により厳しい行財政運営を迫られています。

また、地方分権による権限移譲や多様化する市民ニーズなどの行政需要への対応が求められていることから、指定管理者制度の導入を推進するなど、更なる市民サービスの向上に努めています。

●課題

合併により市域が拡大し、地域間格差、施設の重複、組織機構の肥大化など、取り組むべき課題が多くあるため、行政改革大綱を着実に推進することで、市民ニーズに基づき限られた財源を重点化し、業務量に見合った簡素な組織機構を実現するとともに職員の資質向上を図るなど、効果的・効率的な行政運営の確立が求められます。

施策体系

(1) 効率的な行政運営の推進

① 行政改革の推進

② 適正な組織体制の確立

③ 職員の資質の向上

施策展開

① 行政改革の推進

行政改革により、市民ニーズを起点にした行政評価を行って事務事業を見直すとともに、民間のノウハウや職員提案を活用してサービスの質の向上を図ります。

<主な取組>

- ・行政改革大綱による行革の実施
- ・行政評価による事務事業の見直し
- ・民間委託や指定管理者制度などの推進
- ・施設の統廃合の検討・推進
- ・職員提案制度の推進

② 適正な組織体制の確立

市民ニーズと業務量に見あった職員配置や所管に関しても効率的、効果的な運用に努めるとともに、部課の統廃合等組織機構の再編成を行い定員の適正化などを推進します。

<主な取組>

- ・市民ニーズと業務量に見あった職員配置
- ・部課の統廃合等組織機構のスリム化
- ・定員管理・給与の適正化

③ 職員の資質の向上

専門的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るため、平成 21 年(2009 年)3 月に策定した人材育成基本方針に基づき職員研修を充実します。併せて、人材育成を目的として人事評価制度を導入します。自らの仕事を自己評価し、上司である評価者との面談を通してコミュニケーションを図り、また、評価結果がフィードバックされることで、職員の能力開発・向上を促します。

<主な取組>

- ・職員研修の充実・強化
- ・人事評価制度の導入

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上

基本方針

市民の行政需要に対して、迅速・的確・安心・安全に対応できるよう、電子自治体を推進するとともに、行政サービスの向上、行政事務の効率化に努めます。また、災害に強い情報システムの構築に、費用対効果を考慮しながら検討して行きます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
行政窓口での対応に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48%	57% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

質の高い効率的な行政サービスを提供するため、行政分野における情報化として公共施設を光ファイバー※で接続した高度情報通信ネットワークを構築して、出先機関との連携を強化し、窓口サービス充実への取組として、窓口業務の受付延長や一部の郵便局での証明書交付等を行っています。

また、平成 25 年度には身近なコンビニエンスストアで、公金（税・国保料・住宅使用料など）を納付することができるコンビニ納付サービスを開始します。

このように、情報システムは行政事務を支える重要なインフラとなっていることから、本庁舎の情報システムが被災した万一の場合に備え、平成 23 年度から窓口業務を処理する住民情報系システムは、堅牢なデータセンター※を利用した方式に変更しています。

また、平成 23 年(2011 年)10 月からは、山陽総合事務所に「市パスポートセンター」を開設しており、申請に必要な戸籍謄抄本や県収入証紙が、同じ所内で取得できることで、行政事務の効率化と行政サービスの向上につながっています。

●課題

市民の行政ニーズに対して、迅速・的確に対応するため、情報システムを活用した行政事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護及びセキュリティに配慮し、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供が必要です。

※光ファイバー：

高速大容量の通信を可能とするガラス繊維あるいはプラスチック繊維でつくられたケーブル。

※ワンストップサービス：

1 箇所、または一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。

※データセンター：

地震や津波などの災害や、情報漏えいなどの対策を強固に備えた専用の建物内に情報システムを設置し通信回線にてサービスを提供する施設。

施策体系

(2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上

① 市民サービス・窓口サービスの向上

② 庁内行政情報化の推進

施策展開

① 市民サービス・窓口サービスの向上

庁内住民情報系システムの充実を図ります。また、電子申請やワンストップサービス※の拡充など窓口サービスの向上に努めます。

<主な取組>

- ・住民情報系システムの管理・運用
- ・電子申請サービスの拡充
- ・ワンストップサービスの拡充
- ・窓口受付時間延長サービスの実施
- ・パスポートセンター業務の実施
- ・コンビニ納付の対応

② 庁内行政情報化の推進

庁内の行政情報を共有化し、事務の効率的運用に努めます。

<主な取組>

- ・高度情報通信基盤の管理・運用
- ・内部情報系システムの管理・運用



パスポートセンター

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(3) 財政運営の健全化

基本方針

市税をはじめとする自主財源の確保に努める一方、増大する行政需要に対しては、行政評価システムを導入することにより、歳出全般の見直しと財源配分の重点化を行い、総合計画と予算の整合性を図りながら健全で一貫性のある財政運営を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
実質公債費比率※	地方債の元利償還金(準元利償還金も含む)÷(地方債に係る基準財政需要額+元利償還金に充当特定財源)÷標準財政規模-地方債に係る基準財政需要額×100	H18年度	24.5%	16.1%	18% 未満
経常収支比率※	毎年経常的に出ていく一般財源÷毎年経常的に入ってくる一般財源×100	H18年度	97.7%	93.3%	85%

現状と課題

※実質公債費比率：

平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行し導入された財政指標で、地方債の償還額だけではなく、公債費に準ずる債務負担行為額や他会計への繰出金のうち地方債の償還に充てた額の標準財政規模に対する割合で、いわゆる連結決算の考え方が導入されたもの。

この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行し、25%を超えると、起債制限団体となる。

※経常収支比率：

地方自治体の財政の硬直化の度合いを示す指標で、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源が人件費や公債費等の経常的経費に充当される割合をさすものである。

●現状

長引く景気の低迷は、地方財政にも大きな影響を与えており、本市においても税収の落ち込みなどにより厳しい財政運営を余儀なくされています。

主要な財政指標を見ると、平成23年度は、実質公債費比率※16.1%と改善傾向にありますが、経常収支比率※93.3%と依然として高止まりの傾向にあり、財政の硬直化が続いています。

今後、市税を中心とした自主財源の大幅な伸びが期待できない中で、合併により優遇されてきた普通交付税の特例措置※も平成26年度以降は徐々に逡減されます。一方で、合併特例債を活用した大型建設事業などによる公債費※の増加や高齢化社会を反映した扶助費、医療費の増加等による義務的・経常的経費の高騰が見込まれ、中長期にわたり厳しい財政運営が続くことが予想されます。

●課題

一定の市民サービスを確保しながらも、将来を見据えた財政の健全化を推進していくためには、財政状況の現状認識を市民も含め共有し、行財政改革プランのもと、既存の制度や事務事業の徹底した見直しや職員数の適正化を図り、限られた財源の効率的な運用と自主財源の積極的な確保を推し進め、実質公債費比率、経常収支比率数値の改善を行う必要があります。

施策体系

(3) 財政運営の健全化

① 財政の効率的運営

② 自主財源の確保

施策展開

① 財政の効率的運営

市民の目線に立った行政活動により「どんな目的・効果が達成されたのか」という市民本位の行政運営へ転換し、限られた財源の重点的配分等を進めます。

<主な取組>

- ・実施計画の策定
- ・行政評価システムの導入・活用
- ・行政評価による施策・事業のチェック
- ・行政評価に基づく予算の編成

② 自主財源の確保

自主財源の確保に向けて市税等の収納対策、各種使用料・手数料の見直し、広告掲載による収入ふるさと納税の促進、市有財産の有効活用、新規財源の確保等に努めます。

<主な取組>

- ・市税等の収納対策
- ・各種使用料・手数料の見直し
- ・広告掲載による収入確保
- ・市有財産の有効活用、新規財源確保
- ・ふるさと納税の促進

※公債費：

地方自治体が、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源の中から借金の返済に充てる費用のこと。

※普通交付税の特例措置：

合併後でも、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による不利益を被ることがないようにされた特例措置である。

合併後、10 か年度は合併前の交付税額を保障し、11 年度以降 5 年間で保障額が逡減される。

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(4) 広域連携の強化

基本方針

多様化した市民ニーズに対応するため、周辺市との連携と協調のもと、各地域の特性に応じた機能分担を図りながら、地域課題の一体的、総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、広域連携事業を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
広域行政事務事業数	—	H19.3	9件	▶ 12件	▶ 増やす

現状と課題

●現状

近年、車社会の進展に伴う生活圏の拡大、国際化や高度情報化の進展に伴う経済活動の広域化などにより、市民のニーズは高度化、多様化し、限られた財源の範囲で、すべてのニーズに対応することは困難となっています。このため、市域を越える広域的な取組によって、圏域内の住民がそれぞれの市の機能を享受できる仕組づくりとして、本市は、宇部・美祢・山陽小野田広域連携協議会の一員として広域行政を推進しています。また、平成18年(2006年)には広域圏を含む近隣の5市によって、環境分野における相互連携に関する協定を締結し推進しています。

●課題

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、情報交換を行いながら、医療システム、高齢者や障がい者福祉、スポーツ・文化、観光、交通などの分野において広域連携事業を推進していく必要があります。

施策体系

(4) 広域連携の強化

① 広域行政の推進

② 関係市間の連携強化

施策展開

① 広域行政の推進

県立おのだサッカー交流公園などを活用して
広域圏における交流を促進します。

<主な取組>

- ・広域市町村圏行政の推進
- ・広域圏における交流の促進

② 関係市間の連携強化

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と
地域全体の活性化を目指し、広域連携事業を推進
します。

<主な取組>

- ・医療システム、高齢者や障がい者福祉、
スポーツ・文化、観光、交通などの分野
で広域連携事業を推進



山口県立おのだサッカー交流公園

第3章

うるおいのある快適なまちづくり

8	自然環境の保全と活用	
(1)	自然環境保全意識の高揚	60
(2)	自然環境の保全と適正活用	62
9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	
(1)	良質な居住の確保	64
(2)	公園・緑地の整備・保全	66
(3)	上水道の整備	68
(4)	下水道の整備	70
(5)	生活交通の充実	72
(6)	美しいふるさと景観づくり	74
10	資源循環型社会のまちづくり	
(1)	省資源・循環型ライフスタイルへの転換	76
(2)	環境衛生の向上	78
(3)	環境保全対策の推進	80

8 自然環境の保全と活用

(1) 自然環境保全意識の高揚

基本方針

自然と人との共生のしくみや自然のすばらしさを学び、市民みんなでふるさとの自然を守っていくという環境保全意識の高揚に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
環境フェスタなど環境保全意識啓発イベントへの参加者数	参加者数／年	H18年度	2,000人	▶ 2,280人	▶ 2,500人

現状と課題

●現状

本市は、市街地を取り囲むように、森林・里山・農地・ため池・湖・河川・海など優れた自然環境に包まれています。これらの自然は、多様な動植物の生息場所であるとともに、市民に安らぎと癒しを与える場所となっていますが、近年、都市化の進展に伴い、年々損なわれています。

●課題

自然環境は一度壊れると回復するのに長い期間を要すること、自然環境が人の生活に有形無形の恵みをもたらしていることなどについて、理解や認識を深め、市民の自然環境に対する保全意識の高揚を図ることが重要です。

※エコツアー：

自然観察や環境保護の理解を深めることを目的とした旅行。

施策体系

(1) 自然環境保全意識の高揚

① 環境学習の推進

② 自然とのふれあいの確保

施策展開

① 環境学習の推進

市民に対して環境保全意識を醸成するため、環境学習を推進します。

<主な取組>

- ・市民団体と連携した環境イベントの開催

② 自然とのふれあいの確保

主に小学生やその保護者を対象に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進します。

<主な取組>

- ・水辺の教室や昆虫教室、自然観察会、エコツアー*等の体験学習会の開催



水辺の教室

8 自然環境の保全と活用

(2) 自然環境の保全と適正活用

基本方針

自然との共生を基本に、森林・農地や海・河川など自然環境の保全を市民とともに推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
エコファーマー※の割合	エコファーマーの数 ÷主業農家数×100	H18.4	10.2%	▶ 21%	▶ 30%
山・川・海等の自然環境の 保全に対する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	50%	▶ 54% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の自然環境は、主に農林業によって守り育てられてきましたが、近年、過疎化が進む農山村集落では、農林業従事者の減少や高齢化の進行により、荒廃森林・耕作放棄地が増加しています。

●課題

自然環境は、水源の涵養、大気の浄化、景観形成など多くの公益的機能を有しており、また、多くの動植物の生存の場として人間を含むすべての生態系を支える源であるため、本市にある森林・農地や海・河川などの自然環境の保全に努める必要があります。

また、農業が本来有する自然循環機能を活かし、家畜排泄物や稲わらなど地域で発生する有機質資源を堆肥や粗飼料などへ循環利用するなど、自然環境への負荷低減を図る農業生産活動を図る必要があります。

※エコファーマー：

「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者。

※バイオマス：

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的に「再生可能な生物由来の有機性資源」のことであり、生ごみや家畜排泄物などの「廃棄系バイオマス」、稲わらや間伐材などの「未利用バイオマス」などに分類される。

※多自然型川づくり：

生物の良好な生息・生育環境の保全・復元を目指した川づくり。

施策体系

(2) 自然環境の保全と適正活用

① 森林・里山環境の保全

② 農地環境の保全

③ 海・河川環境の保全

施策展開

① 森林・里山環境の保全

荒廃が進む森林・里山環境の保全を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。

<主な取組>

- ・山間地域の森林整備の推進
- ・松くい虫被害対策の推進

② 農地環境の保全

荒廃が進む農地環境の保全を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。また、バイオマス※事業への取組を進めます。

<主な取組>

- ・非農業者の参加による農地、農業用水、ため池等の保全管理の推進
- ・遊休農地等の有効活用の促進
- ・エコファーマーへの支援
- ・バイオマス事業への取組

③ 海・河川環境の保全

自然と共生し生態系にやさしい川づくりを促進します。また、海・河川等の環境美化活動を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。

<主な取組>

- ・多自然型川づくり※の推進
- ・海・河川等の環境美化活動の促進
- ・遊水池等の水環境整備の推進



環境美化活動

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(1) 良質な居住の確保

基本方針

定住促進をはじめ、UJIターン支援、多様化するライフスタイルや高齢社会に対応した良質な住宅の供給促進など、総合的な住宅政策の展開を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H20年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
質の高い住宅の割合	誘導居住水準以上世帯の割合	H18.4	59%	▶ 68.6%	▶ 70%
良好な住宅・宅地の供給に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48%	▶ 47% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の住宅事情は、高齢化が進み、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加している中で、バリアフリーや緊急通報装置などを設置した高齢者住宅が不足しています。

また、市営住宅の管理戸数は、平成18年(2006年)現在、1,489戸で、50%が老朽化しており、木造、簡易耐火平屋建住宅などでは、住宅機能・設備面において入居者のニーズに対応できなくなっています。

●課題

高齢、人口減少社会の到来に対応するためには、高齢者に配慮した住宅提供に取り組むとともに、ライフスタイルの変化に伴い多様化する市民の住宅ニーズに対応し、若者定住をはじめ、UJIターン※支援に向けた総合的な住宅政策を実施する必要があります。

また、市営住宅の計画的な建替えや居住環境の整備を図るとともに、適正な住宅管理の推進が求められます。

※UJIターン：

出身地から進学や就職で都会に出た後、出身地に戻る(Uターン)、出身地から都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る(Jターン)、出身地に関係のない住みたい地域に移る(Iターン)。

施策体系

(1) 良質な居住の確保

- ① 総合的な住宅政策の展開
- ② 良好な住宅の供給促進
- ③ 高齢者住宅の普及
- ④ 公営住宅の整備と適正管理
- ⑤ 住まいづくりの推進体制づくり

施策展開

① 総合的な住宅政策の展開

ゆとりある住宅の供給と快適で質の高い居住空間を提供するため、住宅政策に係る総合的な計画を策定し推進します。

<主な取組>

- ・住宅マスタープランの策定
- ・市営住宅の総合的な活用計画の策定

② 良好な住宅の供給促進

若者・UJIターナー者などの定住を促進するため、良好な住環境を備えた宅地供給と、優良住宅の建設を促進します。

<主な取組>

- ・良好な宅地供給の促進
- ・UJIターナー者への住宅情報の提供

③ 高齢者住宅の普及

本格的な高齢社会に対して、バリアフリー構造を有するなど良好な居住環境を備えた高齢者住宅の建設を促進します。

<主な取組>

- ・高齢者対応住宅の建設促進
- ・高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用
- ・融資制度の活用

④ 公営住宅の整備と適正管理

市営住宅については、計画的に改修や建替えを行うとともに、適正管理に努めます。また、県営住宅についても建設を促進します。

<主な取組>

- ・市営住宅の改修及び建替え
- ・市営住宅の適正な管理
- ・家賃収納率の向上
- ・県営住宅の建設促進

⑤ 住まいづくりの推進体制づくり

市内の住宅整備や住宅改善を積極的に進めるため、建築関係機関等と連携しながら、行政と民間の協働の推進体制づくりを図ります。

<主な取組>

- ・建築関係機関等からなる推進組織の設置
- ・住宅専門家による相談体制の整備
- ・市民の住宅改善意識高揚の啓発

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(2) 公園・緑地の整備・保全

基本方針

緑豊かでうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、都市公園の整備と適正な管理運営、恵まれた緑地の保全を図るとともに、市民参加により都市にうるおいをもたらす緑化を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市民一人当たりの都市公園面積	開設都市公園面積 ÷住民基本台帳人口	H19.3	30.7㎡	▶ 44.2㎡	▶ 45㎡
身近な水辺、緑地、街区(児童)公園の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	49%	▶ 48% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

緑地は、人々の心にうるおいとやすらぎを与え、快適なまちづくりを進める上で欠かすことのできないものです。

このような中、本市は、江汐公園、竜王山公園、物見山総合公園、緩衝緑地※など大規模公園を有しており、人口1人当たりの公園面積は全国的にも高い水準にあります。また、市街地周辺に山林・里山など貴重な緑地が残っていますが、近年、松くい虫被害等が広がっています。

●課題

大規模公園から街区公園などの身近な公園まで多くの公園を有しており、適正で効率的な管理運営に努め、利用者の安全性や快適性の向上を図る必要があります。特に施設については、今後の適切な管理計画の策定が必要です。また、施設の改修又は更新に当たっては、ユニバーサルデザイン※化を進める必要があります。

風致地区※などの良好な自然環境の保全に加えて、道路、河川など公共公益施設や民有地の緑化を、市民・行政・企業などが一体となって進める必要があります。

※緩衝緑地：

公害の防止や緩和、コンピナート地帯など災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等を分離遮断し、災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。

※ユニバーサルデザイン：

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※風致地区：

都市計画区域（都市計画法等の規制を受けるべき土地として指定される区域）のうち、自然に富んだ良好な景観を形成しており、風致の維持を図ることが必要な地区。

※街区公園：

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。

施策体系

(2) 公園・緑地の整備・保全

① 都市公園の整備・管理

② 緑地の保全

③ 緑化の推進

施策展開

① 都市公園の整備・管理

都市公園の充実を図るとともに、身近な街区公園※の整備を進め、適正で効率的な管理運営のもと、利用者の安全性や快適性の向上に努めます。

<主な取組>

- ・都市公園の整備充実
- ・開設公園の適正管理
- ・指定管理者制度を活用した公園管理
- ・公園管理ボランティアの活用

② 緑地の保全

風致地区など恵まれた緑地の保全を図ります。

<主な取組>

- ・松くい虫防除対策の推進
- ・条例に基づく適正な審査

③ 緑化の推進

緑化意識の高揚を図るとともに、市民・行政・企業が一体となって、都市にうるおいをもたらす緑化を推進します。

<主な取組>

- ・緑の基本計画の策定
- ・都市緑化祭、植樹祭の開催
- ・官民一体となった都市緑化の推進



竜王山公園

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(3) 上水道の整備

基本方針

豊かでうるおいのある生活環境を実現するため、水道事業総合計画に基づいて「安全でおいしい水」の供給に努めるとともに、健全経営の維持とサービスの向上を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
水道普及率	給水人口÷給水区域 内人口×100	H18.3 末	99.5%	▶ 99.5%	▶ 100%
水道有収率	年間総有収水量÷年 間総配水量×100	H17 年度	87.0%	▶ 86.5%	▶ 90%

現状と課題

●現状

本市の水道事業は、小野田地区が昭和6年（1931年）、山陽地区が昭和27年（1952年）の通水以来、60～80数年を経過しており、どちらも施設の老朽化が進んでいます。

簡易水道については、水源である井戸の湧水量が年々減少しており、水道使用者への給水に支障を及ぼすことなどが考えられます。

●課題

上水道は、市民の生命と生活を守る基盤施設であり、将来にわたって安全でおいしい水の安定供給が図れる体制づくりが求められています。

そのため長期的な視野に立ち計画的に老朽化施設の機能回復と増強を図るとともに、災害等の非常時に対応できる水道施設の構築が必要となっています。

また、将来的に、少子化に伴う人口の減少や節水社会への移行による料金収入の減少が見込まれていることから、独立採算で事業を運営する地方公営企業として、一層の企業努力と効率性の発揮が求められています。

簡易水道については、将来的に給水に支障をきたすおそれがあるため、上水道に統合することが最良と考えられます。

施策体系

(3) 上水道の整備

- ① 安心・快適な給水の確保
- ② 供給体制の充実
- ③ 環境・エネルギー対策の強化
- ④ 運営基盤の強化と市民サービスの向上

施策展開

① 安心・快適な給水の確保

安全でおいしい水の給水を確保するため、老朽化施設の機能回復と増強を図るとともに、水質基準の高度化に対応する水質管理体制の整備を図ります。

<主な取組>

- ・老朽化した導水施設の整備
- ・老朽化した送配水管路の整備・更新
- ・取水施設の整備
- ・水質管理体制の強化
- ・浄水処理能力の維持向上
- ・鉛製給水管のポリエチレン管等への早期取替え
- ・簡易水道の上水道化

② 供給体制の充実

災害時を想定した供給体制の整備により、非常時に対応できる水道施設の構築を図ります。

<主な取組>

- ・相互融通配水管の敷設
- ・山陽地区への配水池の設置
- ・主要配水池への緊急遮断弁の設置
- ・管路の耐震化

③ 環境・エネルギー対策の強化

水資源の有効活用を図るため、漏水の防止に努めるとともに、水の再利用を研究します。また、水源涵養林の育成による水道水源の保全を図ります。

<主な取組>

- ・漏水調査の強化による早期発見・修理
- ・水源涵養林の取得による水源環境の保全
- ・市民への水源涵養林と山林保護についての啓発
- ・水の再利用の研究

④ 運営基盤の強化と市民サービスの向上

効率的な事業運営を図るとともに、市民サービスの向上を図ります。

<主な取組>

- ・業務改善による効率的な経営の強化
- ・料金納付方法や手続きの改善による利便性の向上

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(4) 下水道の整備

基本方針

快適な生活環境を実現するとともに、河川、海などの公共用水域の水質を保全するため、効率的な下水道整備を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
公共下水道を利用する 市民の割合	処理区域人口÷住民 基本台帳人口×100	H19.3 末	44.1%	50.4%	55%
下水道・浄化槽の整備に 対する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	42%	47% (H24.8)	増やす
生活排水処理率	(下水道人口+浄化槽人口 +集落排水人口) ÷住民基本台帳人口×100	H19.3 末	63.9%	76.9%	84.5%

現状と課題

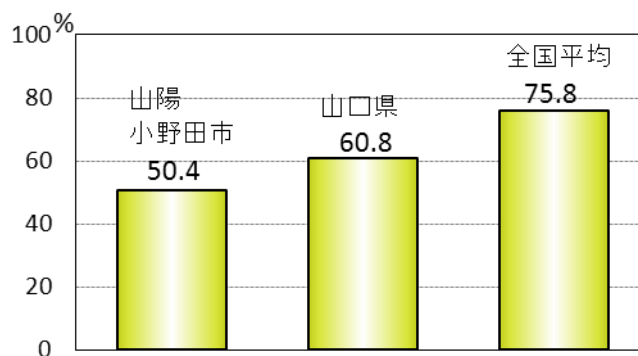
●現状

本市の公共下水道事業は、小野田処理区が昭和56年(1981年)、山陽処理区が平成元年(1989年)に供用を開始しました。平成18年度末現在の普及率は44.1%であり、全国平均70.5%、県平均54.4%に比べて大きく遅れており、普及率の向上に努めています。また、農業集落排水事業は、小野田西地区、仁保の上地区、福田地区で供用しています。その他に、浄化槽の設置を支援し水洗化の普及に努めています。平成23年(2011年)10月からは、上下水道料金等徴収一元化を開始して、市民サービスの向上、事務の効率化による経営の健全化にも努めています。

●課題

厳しい財政状況の中、下水道整備については、投資効果に着目した整備計画を策定し、下水道の普及に努めるとともに、住民への周知、理解の徹底により水洗化率の向上を図る必要があります。

公共下水道の普及現況



(平成24年3月末現在)

施策体系

(4) 下水道の整備

① 公共下水道整備の推進

② 農業集落排水整備の推進

③ 浄化槽整備の推進

施策展開

① 公共下水道整備の推進

污水管網の整備を推進し、普及率の向上に取り組むとともに、汚水処理施設の整備や老朽施設の改築・更新を行います。また、合流渠からの雨天時放流水の水質改善を図ります。

<主な取組>

- ・污水管、中継ポンプ場の整備
- ・老朽化した汚水処理施設の改築・更新
- ・雨天時放流水質改善のための貯留施設整備
- ・水洗化の促進
- ・経営の健全化

② 農業集落排水整備の推進

農村の快適な生活環境を改善し、農業環境を保全します。また、施設の適正な維持管理を行います。

<主な取組>

- ・施設の維持管理
- ・水洗化の促進と経営の健全化
- ・ほ場整備完了地域における新規事業の検討

③ 浄化槽整備の推進

公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外における浄化槽の設置を支援します。

<主な取組>

- ・浄化槽設置の支援



汚水管の埋設

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(5) 生活交通の充実

基本方針

市民生活の利便性を確保するため、市道や生活道路の整備充実と適正な維持管理、鉄道・バス等の地域公共交通の利便性の向上や利用促進など生活交通の充実を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市道改良率	改良済延長÷市道 実延長×100	H19.3 末	56.5%	57.0%	57.7%
JR 駅の乗降客数	小野田駅、厚狭駅 (新幹線駅を含む)	H18 年度	225 万人	211 万人 (22 年度)	230 万人
バスの 1 日当たりの利 用者数	広域路線を含む	H18 年度	2,900 人	2,731 人	3,000 人

現状と課題

●現状

市内には 432 路線の市道や多くの生活道路があり、舗装率の高いものの、幅員が狭く見通しが悪い道路もあります。鉄道は、J R 山陽本線、小野田線、美祢線に 11 の駅がありますが、乗降客は減少傾向にあり、ほとんどが無人駅です。バス路線は、バス事業者 3 社に対して路線を維持するための補助金を交付することにより、高齢者などの生活交通の確保を図っています。

●課題

市道は、幹線道路の交通渋滞を緩和するための役割を担っており、幹線道路の整備に合わせて整備することも必要です。また、多くの路線で拡幅改良や老朽化対策が必要となっています。

地域公共交通の運行維持のために利用促進を図り、「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へと転換する必要があります。

バス路線については、地域の特性や利用者のニーズに応じた効率的で利便性の高い公共交通となるような見直しが必要です。

また、J R 美祢線、小野田線については、市民や利用者、関係機関と連携して、継続的に利用促進に取り組む必要があります。

施策体系

(5) 生活交通の充実

① 生活道路の整備

② 地域公共交通の利用促進

③ 駐車場・駐輪場の整備

施策展開

① 生活道路の整備

生活交通網を充実させるため、市道や生活道路の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

<主な取組>

- ・道路改良事業の推進
- ・橋梁整備の推進
- ・適正な維持管理
- ・小規模土木事業（生活道路の整備）の推進

② 地域公共交通の利用促進

地域公共交通の利用促進を図るため、既存交通施設の機能向上と交通機関の円滑な運営を図ります。

<主な取組>

- ・JR小野田駅周辺の環境整備
- ・JR厚狹駅周辺の環境整備
- ・JR美祢線・小野田線利用促進事業
- ・路線バスの活性化
- ・地方バス路線維持対策事業
- ・バス路線代替交通導入の検討
- ・新たな公共交通サービスの導入の検討

③ 駐車場・駐輪場の整備

駅周辺など需要の高い地区を中心に、駐車場・駐輪場の良好な環境整備を促進します。

<主な取組>

- ・駐車場・駐輪場の環境整備の促進
- ・利用者のモラル向上に向けた啓発



JR 美祢線

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(6) 美しいふるさと景観づくり

基本方針

市民の景観に対する意識の高揚に努めます。また、良好な街並み景観の形成に向け、各種施策を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
街並みなど景観づくりへの取組に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	42%	44% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

近年、景観や快適さに対するニーズが高まっています。また、景観法*の全面施行により、良好な景観の形成に対する施策が望まれています。

●課題

良好な景観形成のためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのためには、市民一人一人が、地域社会の共有財産であるまちの美しさは自分達でつくるという意識の高揚が必要です。

※景観法：

良好な景観を「国民共通の資産」とする基本理念を掲げ、わが国で初めての景観に関する総合的な法律。景観行政団体に指定された地方自治体にとって、強制力を伴う法的規制の枠組を用意し、具体的な規制や支援策を盛り込んでいる。

※景観行政団体：

都道府県、指定都市等、又は都道府県知事と協議し、同意を得て景観行政を実施する市町村。

施策体系

(6) 美しいふるさと景観づくり

① 景観に対する意識の高揚

② 地域の個性ある景観の形成

施策展開

① 景観に対する意識の高揚

市民の景観に対する意識の高揚に努めます。

<主な取組>

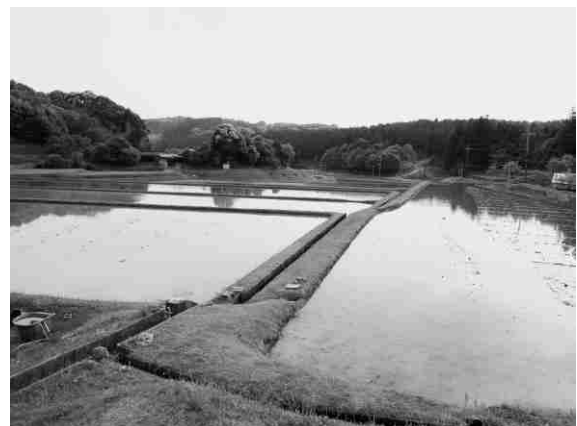
- ・啓発活動の推進
- ・県の景観アドバイザー制度の活用
- ・景観サポーターの育成

② 地域の個性ある景観の形成

良好な街並み景観の形成に向け、各種施策を推進します。

<主な取組>

- ・景観を感じる人づくり、ネットワークづくりの推進
- ・景観行政団体※への移行の検討



里山の風景

10 資源循環型社会のまちづくり

(1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

基本方針

省資源・資源循環の観点から環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）の普及啓発を図るとともに、市民・事業者等の自主的なリサイクル活動を支援する体制の整備や再生可能エネルギーを導入した持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
ごみのリサイクル率	家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	H17 年度	21.2%	▶ 19.4%	▶ 28.3%
市民 1 人 1 日当たりごみ排出量	1 日ごみ排出量 ÷ 住民基本台帳人口	H17 年度	1,181.6 g	▶ 1,112.3 g	▶ 1,136.6 g

現状と課題

※ 3 R :

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字を表し、その意味は、

- ・ Reduce（リデュース）は、ごみの発生をおさえること。
- ・ Reuse（リユース）は、再使用すること。
- ・ Recycle（リサイクル）は、原材料として再生利用すること。

※ マイバッグ運動

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用しようという運動。

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

建築物・設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により、年間での石油や石炭等のエネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物。

●現状

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムの中で、資源やエネルギーを限りなく浪費し、便利さや快適さを過度に求めてきた生活も、今や大きな転換を迫られ、市民の意識も省資源・省エネルギー社会へと変わっています。また、平成 24 年（2012 年）7 月から「再生可能エネルギー固定価格買取制度」がスタートし、再生可能エネルギーが注目されています。本市においても、庁舎や学校舎の屋上に太陽光発電システムを設置し、環境に配慮した省エネルギー化や地球温暖化防止に取り組んでいます。

●課題

これからは、地球規模での視野を持って、環境・資源問題を考えながら、現在の生活を見直し、身近なところから環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）を普及するなど、省資源・リサイクル型の快適で文化的なライフスタイルを構築していく必要があります。

また、再生可能エネルギーについては、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日の東日本大震災以降の原子力発電の是非やその依存度の問題からも今後ますますの活用が期待されているところであり、長期的視野をもった取組が必要となっています。

施策体系

(1) 省資源・循環型
ライフスタイルへ
の転換

- ① 資源循環型社会への意識啓発
- ② リサイクル型社会への取組
- ③ 省資源・省エネルギー対策の推進
- ④ 再生可能エネルギー利用促進への取組

施策展開

① 資源循環型社会への意識啓発

資源の循環を基本とする社会の形成を目指して、ごみの発生抑制や再生利用に向けた意識啓発を図ります。

<主な取組>

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生利用の3R※の普及啓発
- ・再生品展示販売の推進（リサイクルプラザの活用）

② リサイクル型社会への取組

ごみ分別によるリサイクルの推進を図るとともに、地域の自主的なリサイクル活動を促進します。

<主な取組>

- ・ごみの分別によるリサイクルの推進
- ・リサイクル活動の促進
- ・一般廃棄物のリサイクル事業の推進
- ・プラスチック容器包装、紙製容器包装などの資源化の推進
- ・使用済小型電子機器の再資源化の推進

③ 省資源・省エネルギー対策の推進

市民生活におけるごみの排出量のさらなる抑制や省資源・省エネルギー対策を推進します。

<主な取組>

- ・マイバッグ運動※の普及啓発
- ・家庭でできる省エネ・温暖化防止活動の推進
- ・公共施設の省エネルギー化の推進

④ 再生可能エネルギー利用促進への取組

太陽光・風力・水力等の再生可能エネルギーの利用促進を図り、エネルギー源の多様化及び地球温暖化対策への貢献に努めます。

<主な取組>

- ・再生可能エネルギーに対する理解促進及び活用・拡大
- ・エコ・リフォームの検討
- ・公共建築物のZEB※化への取組



環境展

10 資源循環型社会のまちづくり

(2) 環境衛生の向上

基本方針

快適で衛生的な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理と環境美化の推進に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
ゴミ対策、リサイクル対策に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	55%	63% (H24.8)	増やす
アダプトプログラム※の登録者数	—	H18 年度	245 人	324 人	400 人

現状と課題

●現状

一般廃棄物の処理、し尿の処理、火葬業務は市の固有の事務であり、長期的に安定的な処理が求められています。

また、墓地については、自治体、宗教法人、公益法人のみに経営許可が与えられていますので、民間参入ができず恒常的に不足しています。

●課題

現ごみ処理施設である環境衛生センターは老朽化が著しく、新施設への円滑な移行が、また、現し尿処理施設である小野田浄化センターは、市全域のし尿等の処理をすべく主要設備の更新は終了していますが、付帯的設備の更新が、それぞれ急務となっています。

また、火葬施設は老朽化しているため、更新の必要があります。

※アダプトプログラム：

個人または団体が公園等の公共の場所を自分の土地であるかのように責任をもって清掃、美化活動を行う事業で、その仕組みを「adopt（養子にする）」に例えられ、このように呼ばれています。

施策体系

(2) 環境衛生の向上

- ① ごみ処理体制の充実
- ② し尿処理体制の充実
- ③ 産業廃棄物処理対策の促進
- ④ 斎場・霊園の整備
- ⑤ 環境美化の推進

施策展開

① ごみ処理体制の充実

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集・処理体制を整備するとともに、新ごみ処理施設の整備を進めます。

<主な取組>

- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・ごみ処理施設の整備
- ・ごみの収集・処理体制の整備

② し尿処理体制の充実

し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、施設の更新を進めます。

<主な取組>

- ・し尿・浄化槽汚泥処理施設の更新

③ 産業廃棄物処理対策の促進

最終処分場を確保するとともに、不法投棄の撲滅に向けた啓発を行います。

<主な取組>

- ・最終処分場の確保
- ・不法投棄の撲滅に向けた啓発

④ 斎場・霊園の整備

老朽化した斎場の更新を図るとともに、霊園の整備を進めます。

<主な取組>

- ・老朽化した斎場の更新
- ・霊園の整備

⑤ 環境美化の推進

自発的な環境美化活動を推進します。

<主な取組>

- ・環境美化活動の推進



アダプトプログラムによる美化活動

10 資源循環型社会のまちづくり

(3) 環境保全対策の推進

基本方針

市民が健康で安心して暮らせる、公害のない、快適で良好な生活環境の確保に努めます。また、地球環境問題の解決を目指し、市民や事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会への転換を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
公害防止の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	50%	53% (H24.8)	増やす
地球温暖化防止対策の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	38%	45% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

今日の環境問題は、工場等に起因するいわゆる産業型公害のみならず、近隣騒音、生活排水、自動車排ガスなどに起因する都市生活型公害、さらには、地球温暖化などの地球規模の環境問題など、より複雑・多様化しています。

産業型公害については、工場等発生源の調査や企業との環境保全協定の締結などによる規制の強化、環境審議会を中心とする指導体制の充実などにより、概ね良好な状況ですが、都市生活型公害については、都市化の進展や生活様式の多様化といった社会状況の変化もあって、悪化の傾向があります。

●課題

市民の快適で良好な生活環境を確保していくため、産業型公害の未然防止を図るとともに、環境監視体制の整備充実が必要です。また、今日の地球環境問題にいたる複雑・多様な環境問題には、総合的観点での対応が求められます。

施策体系

(3) 環境保全対策の
推進

- ① 発生源対策の推進
- ② 環境監視体制の充実
- ③ 総合的な環境管理の推進
- ④ 地球環境問題への取組
- ⑤ 環境情報の提供

施策展開

① 発生源対策の推進

主要企業と環境保全協定を締結し、適正な指導を行います。特に、工場などの新增設に対しては、事前協議制度や環境審議会の活用により、公害の未然防止に努めます。

<主な取組>

- ・環境保全協定に基づく公害の未然防止
- ・環境審議会の活用

② 環境監視体制の充実

環境行政の円滑な実施のため、増加する環境調査の需要に対して、監視測定体制の整備充実を図ります。

<主な取組>

- ・分析機器等の計画的更新の推進
- ・監視体制の充実

③ 総合的な環境管理の推進

産業型・都市生活型公害から地球環境問題にいたるまで複雑・多様化した環境問題に対応するため、総合的・計画的な取組を進めます。

<主な取組>

- ・市の環境問題に関する総合的な施策展開の検討と行動計画立案

④ 地球環境問題への取組

地球温暖化防止対策を推進するため、本市の温室効果ガス排出量削減目標を定め、市民と連携しながら目標達成に努めます。

<主な取組>

- ・地球温暖化防止対策のための行動計画の推進

⑤ 環境情報の提供

市の環境状況や市率先実行計画に基づく省エネルギー行動の公表に努めます。

<主な取組>

- ・市の環境の概況を取りまとめた書籍の発行
- ・広報紙、市ホームページの活用

第4章

にぎわいと活力にみちたまちづくり

11	多様な働く場の確保	
	(1) 産学公連携による新産業の創出	84
	(2) 労働環境の向上	86
12	魅力と活力ある産業の振興	
	(1) 工業の振興	88
	(2) 商業・サービス業の活性化	90
	(3) 農業の振興	92
	(4) 林業の振興	94
	(5) 水産業の振興	96
	(6) 地場流通の推進	98
	(7) 観光・交流の振興	100
13	活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり	
	(1) 適正な土地利用の推進	102
	(2) 広域交通体系の整備	104
	(3) 港湾整備の促進	106
	(4) 高度情報化への対応	108
	(5) 国際交流・地域間交流の推進	110
	(6) 定住促進	112

11 多様な働く場の確保

(1) 産学公連携による新産業の創出

基本方針

産学公連携によって大学等からの技術移転を促進するとともに、地域内の既存の技術、人材、研究機能などの産業資源を活用して、新しい産業・技術を創出できるような環境の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
産学公連携により 創出された新産業数	新産業数	H23年度	0	0	1

現状と課題

●現状

本市は、かつてハイテク製造業立地促進を目的として宇部テクノポリス圏域に指定されていましたが、国の地域経済産業政策が新規成長分野の発展に移り変わり、そして現在、競争力ある地域産業・企業発展支援も加わるなか、魅力ある地域産業の創出が求められています。本県では新事業創出支援体制の中核的支援機関として(財)やまぐち産業振興財団が設立され、大学等からの技術移転に基づいた新規事業の創出を支援しています。

●課題

本市でも、中核的支援機関や大学と連携を図りながら、産学公連携によって新規事業を創出できる社会経済環境の整備を図り、多様な働く場の確保が求められます。

施策体系

(1) 産学公連携による新産業の創出

① 産学公連携の推進

② 新産業創出の支援

施策展開

① 産学公連携の推進

大学の公開講座等を通じて地元企業の産学公連携に向けた機運醸成を図り、大学等有する資源を活用して、新技術の創出可能な環境の形成を図ります。

<主な取組>

- ・大学の公開講座受講支援
- ・産学公連携の推進

② 新産業創出の支援

新産業・新技術創出を支援するため、企業ガイドブックを活用しながら、地元企業と大学との交流を図り、新商品開発とその事業化を促進します。

<主な取組>

- ・企業ガイドブックの活用促進
- ・起業家育成の推進
- ・地元企業と大学の交流促進
- ・新商品開発とその事業化の促進
- ・企業と大学が連携した新産業創出の支援



山口東京理科大学

11 多様な働く場の確保

(2) 労働環境の向上

基本方針

不安定な雇用環境に対応するため、雇用の場の安定的な確保を促進するとともに、時代のニーズに対応できる職業能力の開発、きめ細かな就業対策を推進し、勤労者福祉の充実に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H22年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
就業率	就業している市民 の数÷15歳以上人 口×100	H17.10	55%	52%	維持する

現状と課題

●現状

近年の経済のグローバル化とともに、国際的レベルで激しいコスト競争が展開され、従来の労働法による規制が撤廃・緩和された結果、正規雇用と非正規雇用という雇用の二極化が進むという不安定な雇用環境が生まれています。

また、企業の採用意欲は高まっているものの、景気の変動や国際的な環境変化の影響を受け、求人企業、求職者間におけるミスマッチも発生しています。

●課題

雇用の二極化が進むという不安定な雇用環境に対応するため、多様な正規雇用の場を創出するとともに、中小企業事業者への雇用確保の支援が求められます。また、中小企業事業者への低利資金の融資や中小企業退職金共済掛金の助成なども重要な取組となっています。

時代のニーズに対応できるよう職業能力の開発を支援するとともに、大都市からのU J I ターン者、雇用状況の厳しい高齢者や障がい者に対するきめ細かな就業対策の必要性や、労使の相互理解と協力のもと若者や女性が働きやすい環境の整備が求められます。

また、厳しい経済状況により、離職を余儀なくされた勤労者の生活の安定を図るため、再就職支援などの取組が必要となっています。

施策体系

(2) 労働環境の向上

- ① 雇用確保の促進
- ② 職業能力の開発向上
- ③ 就業対策の充実
- ④ 勤労者福祉の推進

施策展開

① 雇用確保の促進

産業の振興を図り、多様な正規雇用の場を創設するとともに、中小企業事業者への融資など雇用確保の支援を図ります。

<主な取組>

- ・企業の誘致や新産業の創出
- ・雇用安定のための中小企業への支援

② 職業能力の開発向上

時代のニーズに対応できるよう、就業希望者・就業者の職業能力の開発を支援します。

<主な取組>

- ・就業希望者・就業者の資質向上の促進

③ 就業対策の充実

世代等によって生活価値観が変化し、就業ニーズも多様化しているため、若者をはじめとして女性や高齢者、障がい者等に配慮した就業対策を推進します。

<主な取組>

- ・若者の地元就業対策の促進
- ・U・J・Iターン希望者の就業対策の促進
- ・高齢者、女性の就業対策の促進
- ・障がい者の就業対策の促進
- ・再就職体制の充実

④ 勤労者福祉の推進

中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の充実を図るとともに、これらの制度の普及・拡大を促進していきます。また、勤労福祉施設については、設備・行事の充実に努め、利用促進を図ります。

<主な取組>

- ・中小企業勤労者共済制度の普及促進
- ・労働者団体等への支援
- ・労働福祉金融制度の充実
- ・勤労福祉施設の利用促進



工場で働く若者

12 魅力と活力ある産業の振興

(1) 工業の振興

基本方針

地域経済の活性化、新たな雇用の場の創出をめざし、優れた立地環境のPR、立地基盤の整備を図りながら企業誘致に取り組みます。また、企業、市、大学・研究機関の連携・情報交換を強化し、既存企業の内発促進を図ります。

目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
企業団地分譲率	分譲済面積÷事業用地面積×100	H19.3	37%	65%	100%
事業所数 (工業統計調査)	従業者4人以上の事業所	H17.12	117事業所	103事業所	増やす
工業出荷額 (工業統計調査)	従業者4人以上の事業所	H17.12	5,867億円	5,377億円	増やす

現状と課題

現状

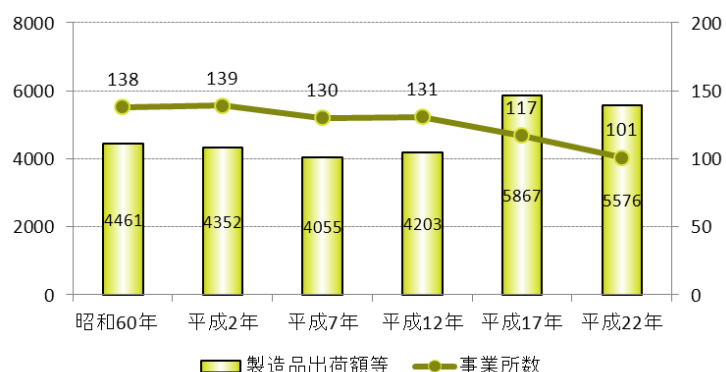
近年、世界景気の減速等を背景として、製造業の工場集約や海外移転が進む中、企業誘致は容易ではないのが現状です。

このような中、本市では、小野田・楠企業団地、東沖ファクトリーパーク、新山野井工業団地の3地区を中心に企業誘致を進め、これまで工場設置奨励条例等の優遇制度の拡充を図り、誘致活動に取り組んできました。平成24年(2012年)12月時点では、新山野井工業団地が完売し、東沖ファクトリーパークにも企業進出が決定しています。

課題

企業誘致においては、企業団地それぞれの特色を積極的にPRしていくとともに、企業立地の補助金等の支援だけでなく、立地基盤の整備促進や関係機関の連携による技術交流、情報交換などを総合的に展開していく必要があります。一方、既存企業に対しても、情報交換に努めるとともに、新産業等の創出など内発の促進等が求められています。

工業の推移(工業統計調査より)



施策体系

(1) 工業の振興

① 企業誘致の推進

② 立地基盤の整備

③ 既存企業の内発促進

④ 経営指導等の推進

施策展開

① 企業誘致の推進

優れた立地環境にあることを対外的にPRし、企業団地への誘致活動を進め、雇用の場の確保と産業活性化を図ります。

<主な取組>

- ・企業誘致のための優遇措置の拡充
- ・企業情報の収集分析
- ・立地環境・団地情報の提供充実
- ・推進体制の充実
- ・企業ニーズの把握

② 立地基盤の整備

企業誘致を継続的に推進するため、工業用水の確保、アクセス道路の整備、企業所有遊休地の活用促進を図ります。

<主な取組>

- ・工業用水道施設の更新・新設
- ・アクセス道路の整備
- ・企業所有遊休地の活用促進

③ 既存企業の内発促進

企業や大学との交流を促進し、既存企業の産学公連携による新産業・新技術の創出に向けた取組を推進します。

<主な取組>

- ・産学公連携の推進
- ・企業ガイドブックの活用と充実
- ・産学公の情報交換の促進
- ・優遇措置の拡充

④ 経営指導等の推進

既存企業の経営体質を強化するため、商工会議所と連携して経営指導等の促進を図るとともに、円滑な資金調達に資するため、各種融資制度等の充実を図ります。

<主な取組>

- ・講習会の開催や経営診断、巡回指導等の促進
- ・各種融資制度や信用補完制度の充実



小野田・楠企業団地

12 魅力と活力ある産業の振興

(2) 商業・サービス業の活性化

基本方針

特色を生かした個性ある既存商店街の振興を促進するとともに、幹線道路沿いの商業集積により、商圈の拡大を促進します。また、新たなサービス業の導入を促進して、多様な雇用の場を創出します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H19年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
事業所数 (商業統計調査)	卸売・小売業に属する事業所	H16.6	839 店	▶ 717 店	▶ 増やす
年間商品販売額 (商業統計調査)	卸売・小売業に属する事業所における販売額	H16.6	1,011 億円	▶ 983 億円	▶ 増やす
中心市街地、駅前周辺の商業施設の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	18%	▶ 18% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の商店数は、平成19年(2007年)現在717店、従業者は4,227人、年間販売額は983億円です。近年の消費者ニーズの多様化、商店経営者の高齢化や後継者不足等により、幹線道路沿いの郊外型スーパーや専門店、コンビニエンスストアが増加するなど、地域商業の形態は著しく変化し、J R 駅周辺等の既存商店街の空洞化が進んでいます。

●課題

J R 駅周辺等の既存商店街は、まちづくり三法の改正に伴い市街地の郊外への拡散を抑制し、市と商工会議所が連携して、医・職・住・遊など日常生活の機能が既存市街地に集中した「歩いて暮らせるまちづくり」を促進する中で、個性ある商業空間の整備が求められます。

一方、幹線道路沿いの商業集積※は、購買力の市外流出に対応するため、商圈の拡大が必要です。

また、既存サービス業の振興とともに、新たなサービス業の導入を図る必要があります。

※商業集積：
商店街や相当数の店舗集団を意味する。

施策体系

(2) 商業・サービス業
の活性化

- ① 既存商店街の振興
- ② 商業振興支援の充実
- ③ 商業集積の促進
- ④ サービス業の導入

施策展開

① 既存商店街の振興

既存商店街の振興は、J R 駅周辺等の既存商店街を中心に個性ある商業空間の整備に努めます。また、大型小売店舗と商店街のそれぞれの特色を活かしながら、商業・サービス業の活性化を図ります。

<主な取組>

- ・既存商店街の振興
- ・商業施設、共同施設の整備

② 商業振興支援の充実

商業・商店街の振興を図るため、融資制度の充実、空き店舗等の有効活用、各種イベント、商業起業家支援センターの運営支援等を図ります。

<主な取組>

- ・融資制度の充実
- ・空き店舗・空き地の有効活用
- ・各種イベントの運営支援
- ・商業起業家の育成

③ 商業集積の促進

購買力の市外流出に対応し、商業集積を促進します。あわせて、商圈の拡大を図ります。

<主な取組>

- ・商業集積の促進

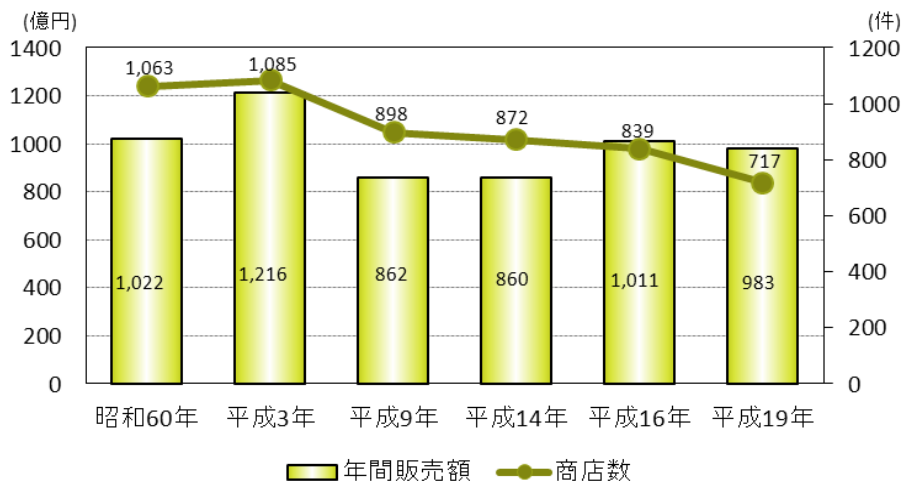
④ サービス業の導入

情報サービス業などの産業支援型サービス業、少子・高齢社会に対応する生活支援型サービス業等の導入を図ります。

<主な取組>

- ・産業支援型サービス業の導入
- ・生活支援型サービス業の導入

商業の推移 (商業統計調査より)



12 魅力と活力ある産業の振興

(3) 農業の振興

基本方針

市民へ安心・安全な食糧の安定的な供給や農山村の持つ多面的な機能の維持・発揮に努めるとともに、意欲ある農業従事者の確保・育成に取り組み、土台のしっかりとした活力ある農業の実現を図ります。

また、中山間地域で培われてきた地域資源を積極的に活用し、活力と魅力ある中山間地域づくりを進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
認定農業者※の人数	—	H19.3	20 人	▶ 40 人	▶ 45 人
集落営農の法人化数	—	H19.3	2 法人	▶ 3 法人	▶ 8 法人
学校給食に使われる地 場産食材の割合	—	H17 年度	7%	▶ 11.1%	▶ 15%

現状と課題

●現状

現在、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあり、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、国際競争の激化など、取り組まなければならない問題が山積しています。このままでは、食料の安定供給や地域の経済社会の維持・発展、環境の保全向上に支障が生じるおそれがあります。

●課題

戦後の農政の大きな転換期を迎える中、土台のしっかりとした活力ある農業の実現を図るためには、一定の規模を有する認定農業者や特定農業法人等の担い手の育成・確保に積極的に取り組むことが必要です。また、消費者重視・市場重視の考え方に立った需用に即した米づくりの推進及び地域振興作物の推進により、水田農業経営の安定と発展が求められます。さらに、効率的・安定的な農業構造の確立とあわせて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進が求められます。

また、中山間地域の活性化を図るため、農業・畜産業の振興を基本としつつ、多様な地域資源を活かした、活力と魅力のある持続可能な地域づくりが必要です。

※認定農業者：

効率的・安定的な農業経営に向けた計画を策定し、その計画について、農業経営基盤強化促進法に基づく市町による認定を受けている農業者。

施策体系

(3) 農業の振興

① 農業の担い手の育成

② 農業の基盤の整備

③ 地産地消の推進

④ 環境と調和した農業の推進

⑤ 畜産業の振興

⑥ 中山間地域の活性化

施策展開

① 農業の担い手の育成

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農業への担い手参入や農業生産組織の育成、基幹的な担い手への農地の集積の促進を図ります。

<主な取組>

- ・担い手参入の促進
- ・融資制度の充実
- ・農業生産組織の育成
- ・基幹的な担い手への農地集積の促進
- ・中核施設整備の推進
- ・農業振興地域整備計画の策定

② 農業の基盤の整備

農業用地の有効利用を図るため、ため池、農道、水路などの農業基盤整備を推進します。また、将来とも確保すべき優良農地の保全に努めます。

<主な取組>

- ・優良農地の確保
- ・土地改良事業の推進
- ・老朽化した農業用施設の改修
- ・耕作放棄地対策の推進
- ・有害鳥獣対策の推進

③ 地産地消の推進

地産地消に取り組み、生産者と消費者が顔の見える関係を築き、安全で新鮮な地場産農産物を提供します。

<主な取組>

- ・学校給食への地場食材の提供
- ・地場食材を使った料理の提供、交流支援
- ・特産野菜の産地化形成

④ 環境と調和した農業の推進

農業の持つ多面的・公益的機能を保全するため、都市住民との交流による農地保全、環境と調和した農業を推進します。

<主な取組>

- ・都市住民との交流による農地保全
- ・都市住民との交流の場づくりの促進
- ・環境と調和した農業の推進

⑤ 畜産業の振興

畜産業の担い手の確保を図り、安全・安心な畜産物生産・供給を図るとともに、家畜とのふれあいを通した食育の推進を図ります。

<主な取組>

- ・担い手の確保
- ・安全・安心な畜産物生産・供給の推進
- ・家畜とのふれあいを通した食育の推進

⑥ 中山間地域の活性化

中山間地域の活性化を図るため、農地の管理主体への公的支援を図るとともに、生産・加工・流通・販売の一体的な取組（6次産業化）を推進します。

<主な取組>

- ・中山間地域づくり指針の推進
- ・地域保全活動への支援
- ・朝市等を活かした特産品の販売促進

12 魅力と活力ある産業の振興

(4) 林業の振興

基本方針

森林の持つ多面的機能を活用して地域の活性化を図るため、林業の担い手を確保し、森林を適正に保全・管理するとともに、林道等の生産基盤を整備し、木材の供給を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
林業経営体数	林産物の育林又は伐採を行う山林の面積が3ha以上の事業者	H17.2	65 戸	▶ 47 戸	▶ 47 戸
林野面積	森林面積と森林以外の草生地面積の合計	H17.2	6,205 ha	▶ 6,218ha	▶ 6,190 ha

現状と課題

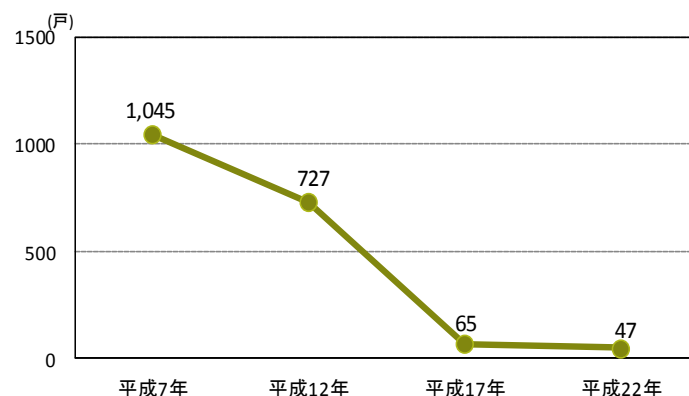
●現状

本市の林野面積は、平成23年(2011年)現在、6,218haで、林野面積の私有林が全体の90%を占めており、林家数は47戸となっています。本市の林業は、林家1戸当たりの林野保有面積が零細であることや、山林施業者の高齢化、担い手不足、木材価格の低迷などから、森林の整備・保全を支えてきた活動が停滞し、間伐などの必要な手入れが適切に行われなくなってきています。

●課題

現在、森林は、林業経営の採算性の悪化により手入れの行き届かない森林が増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が危ぶまれています。このような中、森林に対する市民のニーズは自然環境の保全や地球温暖化の防止など、多様化、高度化していることから、森林所有者や森林組合をはじめとする林業事業体の育成・強化により適切な森林の整備の促進に努めることが必要です。また、農山村の活性化を図るため、活力ある担い手づくりに取り組むとともに、ボランティアや市民活動による健全で多様な森林づくりを進めることが必要となっています。

林家数の推移



施策体系

(4) 林業の振興

- ① 林業の担い手の確保
- ② 環境と調和した林業の育成
- ③ 林業の基盤の整備
- ④ 林産物の供給体制整備と需要拡大

施策展開

① 林業の担い手の確保

林業の担い手を確保するため、林業後継者の育成を図るとともに、林業従事者の労働条件を改善し、若年林業従事者の参入を促進します。

<主な取組>

- ・林業後継者の育成
- ・林業従事者の労働条件の改善
- ・若年林業従事者の参入促進
- ・融資制度の充実

② 環境と調和した林業の育成

森林の持つ多面的な機能を保全するため、環境と調和した森林づくりを推進します。

<主な取組>

- ・森林施業計画の推進
- ・森林資源の保護・育成
- ・都市住民との交流の場づくりの促進

③ 林業の基盤の整備

林道・作業道の整備を促進します。

<主な取組>

- ・林道・作業道の整備
- ・有害鳥獣対策の推進

④ 林産物の供給体制整備と需要拡大

木材を安定的に供給するため、安価で提供できる流通・加工体制の整備を図るとともに、木造住宅の建設促進等による建材への需要拡大等を図ります。

<主な取組>

- ・流通・加工体制の整備
- ・木材の需要拡大の促進
- ・椎茸等の特用林産物の生産振興
- ・公共施設での県内産木材利用促進



森林施業

12 魅力と活力ある産業の振興

(5) 水産業の振興

基本方針

水産物の安定供給を図るため、つくり育てる魚業の振興を図り、経営基盤の整備を進めて担い手の育成に努めるとともに、漁業の生産基盤の整備を進めます。また、内水面漁業※の振興を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
漁業経営体数	—	H17.12	126 経営体	96 経営体	維持する
漁獲量	1年間の漁獲量	H17.12	1,621 t	1,648t	維持する

現状と課題

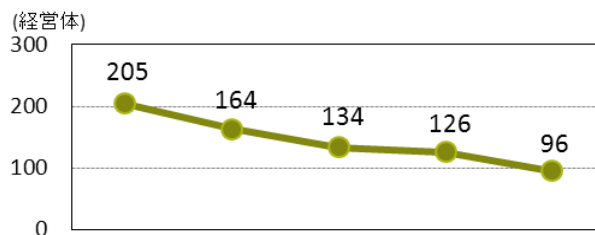
●現状

本市では、漁業就業者の高齢化が進み、後継者不足に直面しています。アサリは、天敵であるナルトビエイの出現や水質の貧栄養化により激減し、商標登録されている「小野田あさり」の保護を図るため、ナルトビエイの駆除を行い、稚貝放流等の繁殖保護を実施しています。また、のり養殖は水質環境の悪化等により経営体が激減し、生産量も減少しています。一方、栽培放流事業を行っているクルマエビ、ガザミの漁獲量やアサリの蓄養量は増加しています。内水面漁業では、アユ、ウナギ、モクズガニ等の稚魚放流等を行い、振興を図っています。

●課題

水産物の安定供給を図るため、栽培漁業※や資源管理漁業※の推進が求められます。漁業の担い手を育成・確保するため、中核的な漁業者の育成を図るとともに、新規就業者対策の充実が必要です。また、漁港の就労環境を向上させ、地域の活性化を図るため、漁港を整備し、作業時間の増加を図るとともに、漁業従事者と都市住民との交流の場づくりが求められます。内水面漁業の振興については、漁業資源を維持回復するため、河川、海の自然環境の保全が必要です。

漁業の状況



平成5年 平成10年 平成15年 平成18年 平成23年

● 漁業経営体数

※内水面漁業：

河川や湖沼などの内水面で魚を獲ったり、養殖をしたり、遊魚を行ったりする漁業。

※栽培漁業：

水産資源を増やすため、魚介類の種苗（稚魚・稚貝等）を放流し、適正な漁場管理を行いつつ魚を獲る漁業。

※資源管理漁業：

将来にわたって健全な漁業の発展を目指すため、漁業者自らが小型魚を獲らないなど漁場や資源量を管理しながら魚を獲る漁業。

施策体系

(5) 水産業の振興

① 栽培漁業と資源管理の推進

② 水産業の担い手の育成

③ 水産業の生産基盤の整備

④ 水産業の交流の場づくり

⑤ 内水面漁業の振興

施策展開

① 栽培漁業と資源管理の推進

水産物の安定供給を図るには、種苗放流等の繁殖保護を実施し、資源量の維持・増大を図る栽培漁業や資源管理漁業を推進します。

<主な取組>

- ・種苗放流等の繁殖保護の推進
- ・ナルトビエイなど有害動植物の駆除
- ・漁場の環境整備

② 水産業の担い手の育成

漁業の担い手を育成するため、中核的な漁業者の育成、新規就業者対策を充実するほか、融資制度の充実など経営基盤の強化を図ります。

<主な取組>

- ・中核的な漁業者の育成
- ・新規就業者対策の充実
- ・融資制度の充実
- ・漁業組織の強化・育成

③ 水産業の生産基盤の整備

漁港の安全性を向上し、働きやすい就労環境を実現するため、漁港の整備によって安全に係船できる場所を確保するとともに、作業時間の増加を図ります。

<主な取組>

- ・漁港の整備

④ 水産業の交流の場づくり

漁業従事者と都市住民との交流の場をつくることによって、漁業の振興と地域社会の活性化を図ります。

<主な取組>

- ・都市住民との交流の場づくりの推進
- ・朝市の支援

⑤ 内水面漁業の振興

水産物を安定供給し、河川、海の漁業資源を維持・回復するため、河川、海の自然環境の保全を図ります。

<主な取組>

- ・河川、海の漁業資源の維持・回復
- ・河川、海の自然環境の保全

12 魅力と活力ある産業の振興

(6) 地場流通の推進

基本方針

市民の食生活に欠かせない生鮮食料品の流通の拠点として地方卸売市場、魚市場を充実するとともに、関係機関、関係業者と連携しながら食育の推進、地産地消の推進、市内供給体制の整備・充実を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
地方卸売市場の取扱高・量	1年間の取扱高・量	H17年度	35,173万円 (1,807 t)	56,028万円 (2,196 t)	65,000万円 (2,500 t)

現状と課題

●現状

山陽小野田市地方卸売市場は、昭和58年(1983年)5月の開設以来、地場野菜を中心とした特色のある卸売市場を目指してきました。しかし、現在、卸売市場のおかれている状況をみると、卸売業者の経営が厳しさを増しているとともに、市場間の競合、ICT(情報通信技術)の進展がみられるなど対応を迫られる多くの課題に直面しています。

一方、魚市場においても同様の傾向にあり、生鮮魚介類の市場外流通が増加し、従来の市場流通が大きく変化しています。

●課題

生鮮食料品は一般の商品とは異なり、長期保存が困難であり、そのうえ、生産が天候に左右されやすいなどの理由で供給量が大きく変動し、価格の動きも激しくなる性質があることから、生産者には安定した販路の確保、小売商には安定した仕入れの場を提供することにより、消費者の食生活の安定に寄与することが求められます。また、より多くの市民が地場産農産物や加工品を身近に感じることができるよう、新鮮・安心・安全を基調とした地産地消を推進するとともに市場における品質管理の高度化、集荷販売活動の促進など、情報技術を活用した取引や物流の効率化を一層推進していくことが必要です。

さらに、供給先の拡大を図るため、市内の小売業者、飲食業者、加工業者等に当市場の売買参加者となってもらうための条件整備が求められます。

また、魚市場も同様に、市内小売業者との連携を強化するとともに、消費者との交流、産直販売体制の整備が求められます。

施策体系

(6) 地場流通の推進

① 地方卸売市場の充実

② 魚市場の充実

施策展開

① 地方卸売市場の充実

生鮮食料品の消費拡大、取扱高・量の増大を図るため、関係機関、関係業者と連携し、食育、地産地消の推進、市内供給体制の整備を図ります。

<主な取組>

- ・健全な市場運営の促進
- ・食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・市内供給体制の整備

② 魚市場の充実

魚市場も、関係機関、関係業者と連携し、食育、地産地消の推進、市内供給体制の整備を図り、水産物の消費拡大、取扱高・量の拡大につなげます。

<主な取組>

- ・健全な市場運営の促進
- ・魚食普及の推進
- ・地産地消の推進
- ・市内供給体制の整備



地産地消の推進（梶漁港朝市）

12 魅力と活力ある産業の振興

(7) 観光・交流の振興

基本方針

地域の観光交流施設とのネットワークを図るとともに、官民一体となった情報発信・誘客体制を充実するほか、イベント、特産品づくり、宿泊・娯楽施設の充実を図るなど、観光客受入れ体制の整備に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
観光入込客数（1年間）	—	H18	620,603人	▶ 834,976人	▶ 増やす

現状と課題

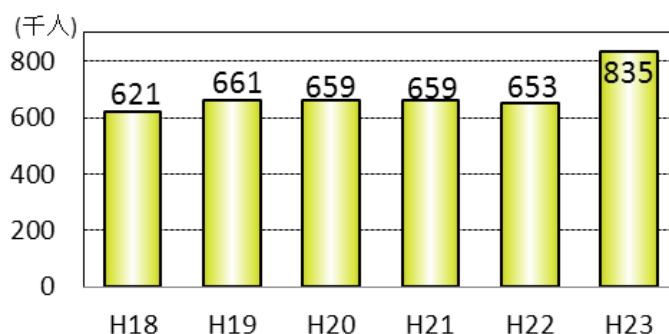
●現状

本市には、江汐公園、物見山総合公園、きららビーチ焼野や竜王山公園オートキャンプ場などの自然・公園、旧小野田セメントの徳利窯、山手倶楽部や寝太郎堰などの産業遺跡、6箇所のゴルフ場や山陽オートレース場などの観光資源があります。また、本県は福岡・広島という大消費地に隣接しており、この立地条件と恵まれた交通アクセスを活用した観光入込客数の増加を目指す魅力ある観光振興が求められています。

●課題

市内に多くある観光資源を保存・整備するとともに観光案内板の設置やイベントの育成及び充実、観光パンフレットの配布、マスメディアやインターネット等を利用した情報発信に更に努め、交流人口の増加を図る必要があります。

観光客数の推移



施策体系

(7) 観光・交流の振興

- ① 観光・交流資源の整備・充実
- ② 情報発信・誘客体制の強化・充実
- ③ 特産品づくりの振興
- ④ 宿泊・娯楽施設の充実

施策展開

① 観光・交流資源の整備・充実

既存観光・交流資源の整備や新たな観光拠点の形成、観光拠点のネットワーク化を図り、魅力ある観光地づくりを推進します。

<主な取組>

- ・既存観光・交流資源の整備
- ・新たな観光拠点の形成
- ・観光コースの開発

② 情報発信・誘客体制の強化・充実

産業観光振興に向けた人材の育成を図るとともに、対外的な情報発信・誘客体制の整備、観光客受入れ体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・観光ボランティアガイドの養成
- ・まつり、イベントの育成・支援
- ・観光宣伝の推進
- ・「道の駅」建設の検討
- ・観光推進組織の整備

③ 特産品づくりの振興

関連業者と連携し、観光土産品、郷土料理の発掘・開発を図り、観光の魅力づくりを促進します。

<主な取組>

- ・観光土産品の発掘・開発
- ・郷土料理の発掘・開発
- ・特産品の流通体制整備の促進
- ・農業・水産業の特産品づくりの促進

④ 宿泊・娯楽施設の充実

観光交流人口の拡大に対応するため、宿泊施設や娯楽施設の拡充整備を促進します。

<主な取組>

- ・宿泊施設の拡充整備の促進
- ・娯楽施設の拡充整備の促進
- ・オートレース事業の活性化



名産品フェア

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(1) 適正な土地利用の推進

基本方針

適正な土地利用の推進を図るとともに、市街地の都市核の形成に取り組みます。また、土地に関する施策を総合的、効率的に進めるため、地籍の明確化を図り、住居表示区域の拡大を進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
地籍調査進捗率	認証済面積／計画面積	H18.3 末	91%	▶ 94%	▶ 100%
住居表示実施箇所数	—	H19.3	63 箇所	▶ 66 箇所	▶ 72 箇所

現状と課題

●現状

本市の総面積は 132.99 km²で、土地利用としては山林・里山が最も多く、次いで農地、宅地の順になっています。都市地域は、本市全域の都市計画区域のうち、2,941ha を用途地域に定め、農業地域との調整に留意しつつ、適正な土地利用に努めてきました。また、地籍の明確化や住居表示の実施を進めています。

●課題

本市では、近年、人口が減少傾向にあり、従来の人口増加を見込んだ市街地形成から人口減少に見あう適正な市街地形成へといった土地利用の転換が必要となっています。また、高齢社会の到来に伴い徒歩圏内の市街地形成（コンパクトシティ）が求められます。

地籍調査については、未実施地域の地籍の明確化や、データ化が必要です。また、市民生活の利便性の向上を図るため、住居表示区域の拡大が必要となっています。

JR 小野田駅、厚狹駅周辺市街地は共に鉄道により分断されており、市民の利便性を損なっている状況にあります。このため本市の都市核となる市街地形成のための一体的な整備が必要となっています。

施策体系

(1) 適正な土地利用
の推進

① 適正な土地利用の推進

② 市街地の整備

③ 地籍調査の推進

④ 住居表示区域の拡大

施策展開

① 適正な土地利用の推進

道路、公園などの都市施設の整備、市街地開発事業等を計画的に行うとともに、市街地を囲む山地や農地の無秩序な開発の抑制を図るため、本市の都市的土地利用及び自然的土地利用を区分し、それぞれの特性を踏まえた土地利用を展開します。

<主な取組>

- ・都市計画マスタープランに即した適正な土地利用の規制・誘導
- ・計画的な公共用地の確保

② 市街地の整備

JR 小野田駅、厚狭駅周辺の鉄道による市街地の分断を解消する施策を検討し、駅周辺市街地を都市核として整備促進を図ります。

<主な取組>

- ・JR 小野田駅周辺地区の整備
- ・JR 厚狭駅周辺地区の整備

③ 地籍調査の推進

計画的に地籍の明確化を図ります。

<主な取組>

- ・地籍調査の実施
- ・地籍情報のデータ化

④ 住居表示区域の拡大

人口密集地区を中心に住居表示区域を拡大します。

<主な取組>

- ・住居表示の実施



厚狭駅南部地区

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(2) 広域交通体系の整備

基本方針

高速交通体系の更なる充実を図り、広域的な交通基盤が整ったまちとしてその拠点性を高めるとともに、高速交通拠点の利用促進を図ります。また、広域道路網や都市計画道路網の整備・充実を進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
都市計画道路の改良率	改良済み延長÷計画道路延長×100	H19.3 末	34.3%	▶ 39.4%	▶ 増やす
新幹線、空港などの利用のしやすさに対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	67%	▶ 65% (H24.8)	▶ 増やす
地域間を結ぶ幹線道路に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	65%	▶ 66% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市にかかわる高速交通の拠点としては、道路では山陽自動車道宇部下関線の小野田 I C、埴生 I C、鉄道では J R 山陽新幹線厚狭駅、空港では隣接する宇部市に山口宇部空港があり、広域的な交通基盤が整ったまちとして、その拠点性が高まっています。

●課題

高速道路については、山陽自動車道宇部下関線が、現在、暫定 2 車線供用であり 4 車線化に向けた利用促進が必要です。また、広域交通網については、事業中の小野田湾岸線、県道小野田山陽線等の早期完成と地域高規格道路※山口宇部小野田連絡道路全線の事業化が望まれます。さらに、都市計画道路網については、広域幹線道や高速交通拠点との連絡により、円滑な交通を確保するとともに、良好な市街地の形成が図れるよう、道路網の見直し整備が求められています。

広域交通体系による市民の利便性の向上や地域の活性化を図るため、J R 新幹線厚狭駅への「ひかり」「さくら」の停車や、山口宇部空港の東京線の利便性の拡大や新規路線の開拓などが望まれています。

※地域高規格道路：

地域発展の核となる都市圏の育成や空港・港湾・新幹線駅等の広域交通拠点との連結等、地域の発展を促進するため、高速サービスを提供する道路。

施策体系

(2) 広域交通体系の整備

① 高速交通体系の充実

② 広域交通網の整備

③ 都市計画道路網の整備

施策展開

① 高速交通体系の充実

高速交通体系を一層充実させるため、既存施設の利用促進を図ります。

<主な取組>

- ・山陽自動車道宇部下関線の利用促進
- ・JR 山陽新幹線厚狭駅の利用促進
- ・山口宇部空港の利用促進

② 広域交通網の整備

広域道路網の整備、充実を図ります。

<主な取組>

- ・地域高規格道路山口宇部小野田連絡道路の整備
- ・国道・県道の整備・充実

③ 都市計画道路網の整備

都市計画道路網の整備、充実を図ります。

<主な取組>

- ・都市計画道路の整備・充実



新幹線厚狭駅

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(3) 港湾整備の促進

基本方針

地域経済の発展のため、重要港湾小野田港の港湾施設の整備拡充を図り、開港*指定を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
小野田港の貨物取扱量	1年間の貨物 取扱量	H17	3,818,534 t	▶ 3,269,000t	▶ 500 万 t

現状と課題

●現状

小野田港は、古くから石炭、セメント、石灰石等の取扱を主とする工業港として発展し、昭和 35 年（1960 年）に重要港湾に指定されました。船舶の大型化や貨物取扱量の増加に対応するため、昭和 62 年度から国直轄事業として外国貿易機能を有した港湾として整備拡充が進められてきましたが、暫定水深のままで平成 15 年度より事業休止となっています。

●課題

本港の背後地域である山陽小野田地域は、高速交通体系の整備が進み、これに伴う産業の集積等、今後の更なる発展が期待されます。また、地域の産業経済の発展を助長し、外国貿易を促進するため、関係機関に事業の再開と開港指定を要請する必要があります。

※開港：

関税法で、港には「開港」と「不開港」が定められている。開港は外国貿易船が直接入港できる港で、開港の条件は、外航船の入港実隻、貿易額、後背地の企業立地活動等が考慮される。

施策体系

(3) 港湾整備の促進

① 開港指定の実現

② 港湾施設の整備促進

施策展開

① 開港指定の実現

外国船入港の利便性を図り、貿易を促進するため、開港指定を要請します。

<主な取組>

- ・開港指定に向けた取組の推進

② 港湾施設の整備促進

港湾施設の整備を促進するとともに、利用促進を図ります。

<主な取組>

- ・港湾施設整備の促進
- ・港湾施設の利用促進



重要港湾小野田港

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(4) 高度情報化への対応

基本方針

市民や事業所、行政の多様なニーズを踏まえ、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用しながら、健康、福祉、防災、教育、生涯学習、産業、行政等様々な分野において、誰でも、いつでも必要な情報を容易に享受し、または発信できるよう、地域情報化を積極的に推進していきます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
ブロードバンド世帯普及率	高速インターネット契約者数÷全世帯数×100	H18.3 末	35%	▶ 60%	▶ 増やす

現状と課題

※ブロードバンドサービス：

高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用したサービス。

※コミュニティ放送局：

わが国の放送制度による放送局形態の一つで、市町など行政区域内の地域に密着した情報を提供するためのFM放送。

※CATV：

Cable TVの略。電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年ではインターネット接続などのサービスも行われるようになった。

●現状

本市の高度情報化への対応は、行政の情報化を中心に進められ、公共施設を光ファイバーで接続し、高速地域情報通信ネットワークを構築してきました。一方、一般家庭、事業所では、平成 22 年(2010 年)に厚陽地区での ADSL サービスが提供されたことにより、市内全域の小学校区ごとにブロードバンドサービス環境が整備されました。しかしながら、基地局から遠い山間部等においては、ブロードバンド環境が十分ではなく、今後も環境整備が必要な地域が残っています。

●課題

情報通信技術（ＩＣＴ）は、少子・高齢化の進展、地域経済の活性化、地域社会の再生、行財政改革の推進など地域課題を解決する重要なツール（道具）の一つとみられています。

高度な情報通信技術の便益を最大限に活かし、安心・安全で活力ある地域社会づくりを推進するため、市民生活の情報化、地域産業の情報化、行政の情報化を一体的・総合的に進める地域情報化計画を策定し促進する必要があります。また、すべての市民がＩＣＴの便益を享受できるよう地域間の情報格差を是正するとともに、情報活用能力の向上を図ることが求められます。

施策体系

(4) 高度情報化への
対応

① 地域情報化の推進

② 情報活用能力の向上

施策展開

① 地域情報化の推進

地域情報化計画を策定し、地域間の情報格差の是正を図るとともに、地域情報番組など地域の情報を広く発信する手段としてコミュニティ放送局※の利用促進を図るとともに、CATV※等の整備について検討します。

<主な取組>

- ・地域情報化計画の策定
- ・情報化計画推進体制の整備
- ・地域間の情報格差の是正
- ・コミュニティ放送局の利用促進
- ・CATV等の整備の検討

② 情報活用能力の向上

すべての市民がICTの知識を身に付け、ICTの便益を享受できるよう、情報活用能力の向上を図ります。

<主な取組>

- ・情報教育環境の充実
- ・小中学校における情報教育の推進
- ・市民・事業者向けICT講座の開催



情報教育

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(5) 国際交流・地域間交流の推進

基本方針

海外の国々、国内の各地域との交流と相互理解、友好親善を深めて、形成された人脈や交流による成果をまちづくりに生かしていきます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
姉妹都市間の年間交流回数	—	H18 年度	1 回	▶ 1 回	▶ 2 回
国際交流協会の会員数 (法人を含む)	—	H18.5	151 人	▶ 80 人	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の国際交流は、平成 4 年（1992 年）にオーストラリア・レッドクリフ市と姉妹都市提携を図り、平成 22 年（2010 年）には、レッドクリフ市とカブールチャ市、パインリバース市が合併して誕生したモートンベイ市と姉妹都市合意書を交換し、中学生の派遣事業やモートンベイ市からの派遣団の受入れなどを実施して姉妹都市交流を推進しています。

地域間交流は、平成 8 年（1996 年）、埼玉県秩父市と姉妹都市提携を行い、民間交流を主体に交流を行っています。

また、小学校同士の交流や、スポーツを通じた地域間交流も行っています。

●課題

国際交流、地域間交流により得られた成果をまちづくりに活かしていくには、これまで行政主体で行ってきた交流事業を民間主導型へと転換する必要があります。また、国際交流、地域間交流の原点である「草の根交流」を推進するため、学校や民間団体相互間の幅広い市民レベルでの交流が期待されています。

施策体系

(5) 国際交流・地域間交流の推進

① 国際交流の推進

② 地域間交流の推進

施策展開

① 国際交流の推進

国際化の進展に対応するため、海外との交流を通じて、国際理解の推進、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

<主な取組>

- ・中学生海外派遣事業
- ・姉妹都市との国際交流の推進
- ・国際交流協会などの組織の活性化支援

② 地域間交流の推進

スポーツ、文化交流イベントを充実し、国内の地域間交流を推進し、地域活性化を図ります。

<主な取組>

- ・姉妹都市との地域間交流の推進
- ・スポーツ、文化交流イベントの開催



中学生海外派遣（モートンベイ市）

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

(6) 定住促進

基本方針

住んでいる市民が、「これからもずっと住み続けたい」という魅力あるまちづくりを展開するとともに、UJIターン等、市外からの転入による定住を促進するために新たな施策を実施し、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを推進していきます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H22年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
人口		H17	66,261人 (国勢調査)	64,550人 (国勢調査)	64,000人

現状と課題

●現状

本市の人口は、平成17年(2005年)国勢調査と平成22年(2010年)国勢調査を比較すると、約1,700人減少しています。人口の減少に歯止めをかけるためには、定住の促進に繋がる施策を実施していく必要があります。市外からの転入促進を図るため、平成23年(2011年)10月に市外からの転入者で住宅を取得された方を対象に、「山陽小野田市転入奨励金制度」を創設し、転入及び定住の促進に取り組んでいます。

●課題

多くの方々に山陽小野田市転入奨励金制度や山陽小野田市の住みよさ等について認知していただくとともに、転入者に対し、本制度の活用を促進する必要があります。また、UJIターン等による転入者や市内在住の若者等に対し、定住を促進するための施策の実施が重要な課題となっています。

施策体系

(6) 定住促進

① 転入者の定住促進

② 若者の定住促進

③ 婚活支援事業の推進

施策展開

① 転入者の定住促進

産業振興や企業誘致等により働く場の確保などに努めるとともに、新たな取組を実施し、転入者の定住促進を図ります。

<主な取組>

- ・転入奨励金制度の活用
- ・UJI ターンの促進

② 若者の定住促進

次代を担う若い世代の定住を促すため、住宅施策や子育て環境の充実等に努め、若者の定住促進を図ります。

<主な取組>

- ・子育て支援の充実
- ・住宅支援の充実

③ 婚活支援事業の推進

本市の地域資源を活用しながら、婚活支援事業を促進します。

<主な取組>

- ・婚活イベントの支援
- ・出会いの場の提供



市内の住宅地

第5章

人が輝く心豊かなまちづくり

14	意欲のある人づくり	
	(1) 幼児教育の充実	116
	(2) 義務教育の充実	118
	(3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用	122
15	家庭や地域社会の教育力の向上	
	(1) 生涯学習推進体制の充実	124
	(2) 青少年の健全育成	126
16	多彩な芸術文化とスポーツの振興	
	(1) 文化財の保護・継承	128
	(2) 芸術文化の振興	130
	(3) スポーツ・レクリエーションの振興	132

14 意欲のある人づくり

(1) 幼児教育の充実

基本方針

生涯にわたる望ましい人間形成の基礎を培うため、幼児教育の充実を図るとともに、家庭・地域・幼稚園・保育園・小学校が相互に連携し、幼児が心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
幼稚園と小学校の年間 交流回数	7 幼稚園の 合計回数	H18 年度	6 回	▶ 35 回	▶ 45 回
保育園と小学校の年間 交流回数	17 保育園の 合計回数	H18 年度	20 回	▶ 82 回	▶ 102 回

現状と課題

●現状

近年の少子化・核家族化の進行や女性の社会進出の増大等によって社会環境が大きく変化し、幼児期に身につけるべき自制心や規範意識が育ちにくい状況があります。また、地域において一緒に遊ぶことができる子どもの減少や家庭・地域社会の教育力の低下などの問題が指摘されています。

●課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、家庭・地域・幼稚園・保育園・小学校が十分な連携をとりながら、幼児一人一人の健やかな成長を促していくことが大切です。

このため、就学前教育の充実に当たっては、地域社会の資源を生かした創意あふれる教育活動を展開し、集団生活の中で人・物・事とのかかわりを通して、幼児期に身につけるべき自制心や規範意識を育てる教育を実現する必要があります。また、小学校との間で円滑な移行・接続を図る観点に立って、幼稚園・保育園と小学校の連携を推進するとともに、幼稚園と保育園がそれぞれの目的や役割を果たしながら相互の連携を推進していくことも必要となっています。

幼稚園・保育園の状況（平成 24 年 4 月現在）

区 分	園 数	園児数
幼 稚 園	7	628 人
保 育 園	17	1,349 人

施策体系

(1) 幼児教育の充実

① 幼児教育活動の充実

② 教職員の資質及び専門性の向上

施策展開

① 幼児教育活動の充実

家庭や地域において幼児教育に関する理解を深め、幼稚園・保育園への就園を促進するとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携を推進します。

<主な取組>

- ・研修会、教育相談の開催
- ・リーフレット等の作成
- ・地域の伝統行事、イベント等への参加
- ・幼稚園・保育園と小学校の交流

② 教職員の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育園・小学校間の相互理解を図り、教職員の資質及び専門性の向上を推進します。

<主な取組>

- ・園内研修の充実
- ・研修会、研修講座への参加推進
- ・幼稚園・保育園・小学校教職員合同研修会への参加推進



幼稚園と小学校の交流

14 意欲のある人づくり

(2) 義務教育の充実

基本方針

義務教育は、生涯学習の基礎を培う場であり、確かな学力と豊かな人間性、健やかでたくましい体の育成を図り、自ら学び自ら考え行動する「生きる力」を育むことを目指します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
不登校児童・生徒※の割合（1000人当たり）	不登校児童・生徒数 ÷ 全児童・生徒数 (小・中学校) × 1000	H18.5	11.8人	▶ 8.2人	▶ 減少させる
「学校の授業はよくわかりますか」児童・生徒の肯定的回答の割合	「よくわかる」「大体わかる」児童・生徒数 ÷ 全児童・生徒数 (小・中学校) × 100	H20.12	87.0%	▶ 89.9%	▶ 増加させる

現状と課題

●現状

市内の小・中学校の児童生徒数の推移は、平成19年（2007年）現在、5,490名から平成24年（2012年）現在5,291名と、緩やかな減少傾向が続いています。

このように少子化が進む中、子どもたちを取り巻く環境は、核家族化の進行や大人のライフスタイル・価値観の多様化に伴い、急速に変化しており、また、子どもたちの学力や体力の低下、規範意識や自立心の希薄化、社会性の欠如、いじめ、不登校などの問題が生じています。

●課題

子どもたちを取り巻く環境の変化や指摘されている問題に対応するため、「わかる授業」づくりや積極的な生徒指導、夢や目標の実現を目指すキャリア教育に一層努めるとともに、他を思いやる心、善悪を判断する力を育む取組を強化するなど、学校の教育力を向上させる必要があります。

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題であるとの認識のもと、その根絶に向けた指導体制の充実を図ることが必要です。

また、地域に開かれた学校づくりを通して、学校と地域が目標を共有し、地域社会が教育活動に積極的に参加する機運を高め、学校、地域、家庭が一体となって社会全体で子どもたちを健やかに育てる環境を整えることが大切です。

小学校・中学校の状況（平成24年5月現在）

区 分	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	13	158	3,550人
中学校	7	68	1,741人

※不登校児童・生徒：

連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒（病気又は経済的理由による欠席を除く）。

施策体系

(2) 義務教育の充実

- ① 教育環境の整備
- ② 教育内容・方法の充実
- ③ 学校給食の充実
- ④ 学校保健・体育の充実
- ⑤ 学校安全教育の充実
- ⑥ 特別支援教育の推進
- ⑦ いじめ根絶に向けた指導体制の充実

施策展開

① 教育環境の整備

保護者や地域住民に開かれた学校づくりを推進するため、学校評価の効果的な実施や情報発信などを行うとともに、学校施設の整備充実、地域開放を図ります。

<主な取組>

- ・学校評価、情報発信の推進
- ・学校施設の整備・充実
- ・学校公開日の拡大
- ・地域との情報交換の充実

② 教育内容・方法の充実

変化の激しい社会に対応するため、確かな学力と豊かな人間性、健やかでたくましい体を育成するとともに、キャリア教育の充実を図り、意欲的に自己実現を図る「生きる力」を育むことを目指します。

<主な取組>

- ・山陽小野田方式「生活改善・学力向上プロジェクト」の推進
- ・学習指導方法の工夫、改善
- ・情報教育の推進
- ・生徒指導の充実・徹底
- ・キャリア教育の充実

③ 学校給食の充実

子どもたちの健全な食習慣の形成を図るため、学校給食を有効に活用し、学校全体で食に関する指導を体系的に行います。また、安心・安全な学校給食を提供するため、調理施設・設備の整備充実を図ります。

<主な取組>

- ・学校給食施設・設備のドライシステム化
- ・給食内容の充実
- ・学校給食を活用した食育の推進

④ 学校保健・体育の充実

児童生徒が生涯にわたる心身の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康管理などを推進します。また、体力の向上を図るため、学校体育や部活動の振興を図ります。

<主な取組>

- ・保健教育の充実
- ・健康管理の徹底
- ・児童生徒の体力向上の推進
- ・学校環境衛生の充実
- ・部活動の振興

⑤ 学校安全教育の充実

児童生徒が、交通事故、災害、犯罪被害等の危険から身を守る能力を養うため、関係機関と連携を図り、子どもの発達段階に応じた安全教育を行います。

<主な取組>

- ・交通安全教育の充実
- ・防災・防犯教育の充実
- ・地域と連携した子どもの安全環境づくりの推進

⑥ 特別支援教育の推進

児童生徒個々のニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」を推進し、能力や可能性を最大限に伸ばします。

また、障がいのある児童生徒の社会的自立を促進します。

<主な取組>

- ・特別支援教育の推進
- ・就学支援の充実
- ・交流教育の充実

⑦ いじめ根絶に向けた指導体制の充実

「いじめは人間として絶対にゆるされない」との意識を学校教育全体を通じて徹底し、未然防止に向けた指導体制の充実を図ります。また、児童生徒理解に努め、小さなサインを見逃さず、早期に発見し、早期に解決していく指導体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・市内共通の組織的規律指導の推進
- ・命の大切さや人間関係づくりに関する指導の充実
- ・学校と学校以外の機関による定期的なアンケートの実施と、教育相談体制の充実
- ・関係機関との連携の推進



A L T の授業



図書支援員の配置



市陸上競技大会



小・中学校音楽会

14 意欲のある人づくり

(3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

基本方針

教育ニーズの多様化に対応した魅力ある高等学校づくりを促進します。また、地域における生涯学習や人材育成の取組を推進するため、山口東京理科大学の充実・活用や同大学との連携を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
生涯学習、企業の研究活動等における大学の利活用に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	44%	47% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

本市には、県立高等学校3校と私立高等学校1校があり、それぞれに特色のある学校づくりが進められています。

山口東京理科大学は、昭和62年(1987年)に短期大学として開校し、その後、平成7年(1995年)に4年制に改組転換され、時代をリードする人材の養成、科学技術をもって地方の活性化と教育の充実を図っています。

また、同大学と本市は、平成18年(2006年)に包括的連携協定を締結し、「山陽小野田市かがく博覧会」や「科学体験講座」等の事業を行い、連携を推進しており、平成28年(2016年)4月からは公立大学に移行し、公立理工系大学として教育研究に取り組みます。

●課題

社会が高度化、多様化する中で、高等学校については、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めていくことが重要です。

また、高等教育機関については、個性豊かな活力ある地域社会を形成するために、その持てる多くの知的資源をまちづくりに活用することが必要です。

名 称			学科・コース
高校	県立	小野田高等学校	普通科 (定時制) 普通科
		小野田工業高等学校	機械科・情報科学科・化学工業科 (定時制) 機械科
		厚狭高等学校	普通科・総合家庭科 (定時制) 商業科
	私立	サビエル高等学校	普通科
大学	私立	山口東京理科大学	工学部(機械工学科・電気工学科・応用工学科) 大学院(工学研究科)

※山口東京理科大学は平成28年(2016年)4月から公立大学に移行します。

施策体系

(3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

① 高等学校との連携

② 高等教育機関の充実・活用や高等教育機関との連携

施策展開

① 高等学校との連携

生徒の多様な学習ニーズや時代の変化に対応できる学校づくりを支援するとともに、中学校との連携や地域社会との交流を促進します。

<主な取組>

- ・私立高等学校教育の振興
- ・中学生に対する学習指導の連携
- ・高校生の地域社会との交流の促進

② 高等教育機関の充実・活用や高等教育機関との連携

高等教育機関である山口東京理科大学の教育研究環境や施設の整備・充実を図ります。また、市と同大学と地域の連携を進め、「地域のキーパーソン」の育成など、同大学が有する高度で専門的な資源を学校、地域へ還元することにより、地域社会の発展を図ります。

<主な取組>

- ・山口東京理科大学の教育研究環境の整備・充実
- ・山口東京理科大学の施設の整備・充実
- ・大学と連携した市民開放講座の充実・支援
- ・小・中学生に対する学習指導の連携



かがく博覧会

15 家庭や地域社会の教育力の向上

(1) 生涯学習推進体制の充実

基本方針

誰もが生涯のあらゆる時期において学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の推進体制の充実を図り、市民の学習成果を地域社会での様々な活動に活かせるシステムの構築を図ります。また、市民の学習ニーズに対応できるよう、社会教育施設の整備・充実を図ります。また、「学校」「家庭」「地域」の連携協力を進め、地域社会全体で子どもの育ちや学びを促進していきます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
図書館や公民館等の生涯学習施設の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	63%	▶ 61% (H24.8)	▶ 増やす
生涯学習機会・活動機会の提供に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	54%	▶ 57% (H24.8)	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の社会教育施設としての公民館は、それぞれが地域住民による生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域福祉活動の地域拠点施設として活用されています。

また、図書館は、生涯学習を進める上での読書センター、情報センターとして重要な役割を果たしています。その他にも、きら交流館や青年の家などの社会教育施設があります。

●課題

老朽化した社会教育施設については、機能維持を図るために施設の補修・改修が必要です。

また、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、施設・設備の機能充実を図るとともに、社会教育に関係する機関・団体間の連携による学習環境の充実が求められています。

さらに、家庭や地域社会で生じている社会的な課題に対する意識の高揚や社会参加につながるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

施策体系

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 推進体制の充実
- ② 社会教育施設の充実
- ③ 社会教育活動の充実
- ④ 学校教育と社会教育の連携

施策展開

① 推進体制の充実

市民が多様な学習機会の中から適切に選択できるよう、様々な領域の学習機会を継続的・体系的に提供する生涯学習の推進体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・生涯学習推進プランに基づく施策の推進
- ・生涯学習推進協議会との連携強化
- ・社会教育委員会会議での協議内容の反映

② 社会教育施設の充実

社会教育施設の整備・充実を図るとともに、施設間の情報ネットワークの形成を図り、学習情報の提供体制、相談体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・公民館等の施設の充実
- ・施設間ネットワークの整備
- ・学習情報の提供体制、相談体制の充実

③ 社会教育活動の充実

市民の多様な学習成果を地域社会での様々な活動に活かせるシステムを整備し、家庭や地域社会で生じている社会的な課題を解決する取組を進めます。

<主な取組>

- ・社会参加型学習機会の整備・充実
- ・社会教育関係団体等の育成・支援
- ・花いっぱい運動の推進

④ 学校教育と社会教育の連携

学校教育と社会教育の連携・強化を図り、子どもたちに対して生活体験や自然体験、職場体験などの体験活動の充実を図ります。

<主な取組>

- ・学校支援地域本部事業の推進
- ・放課後子ども教室事業の充実
- ・社会教育施設の活用による体験学習の充実



生涯学習フェスタ

15 家庭や地域社会の教育力の向上

(2) 青少年の健全育成

基本方針

青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域が連携して、青少年の規範意識や自立心の醸成を図るとともに、ボランティア活動、地域活動等への社会参加を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
家庭教育学級数	子どもを健全に育てるために家庭で行う教育のあり方を、計画的、集团的に学習する場の数	H19.3	5箇所	▶ 7箇所	▶ 11箇所

現状と課題

●現状

急激な社会経済環境の変化に伴い、少年犯罪の低年齢化や粗暴化とともに、ひきこもりやニートなどの問題をはじめ、インターネットや携帯電話が絡んだ犯罪の増加など青少年を取り巻く環境が変化しています。これは、少子化・核家族化が進み、親子の対話やふれあいの減少、地域社会への帰属意識の希薄化など、家庭が本来持っていた子どもの情操や社会性を育む機能が低下したことや地域の教育力が低下したことに関係があるとみられています。

本市では、青少年育成センターや青少年関係団体等の活動をベースに、団体相互のネットワーク化を図り、青少年健全育成の体制づくりを進めています。

●課題

より多くの市民が子どもや若者の生活や意識に関心を持ち、家庭・学校・地域をはじめ様々な人や機関が一層力を合わせて、青少年の健やかな育成を支援していくことが求められています。

施策体系

(2) 青少年の健全育
成

① 家庭教育の充実

② 青少年活動の充実

③ 青少年相談と非行防止活動の推進

施策展開

① 家庭教育の充実

人間形成における家庭の果たす役割を重視し、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家族ぐるみで参加できる行事の開催と参加促進に努めます。

<主な取組>

- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・子育てサークルの養成
- ・父親の子育てへの参加の促進
- ・家庭教育相談体制の整備

② 青少年活動の充実

家庭・学校・地域が連携して、青少年の規範意識や自立心の醸成を図るとともに、ボランティア活動、地域活動等への社会参加を促進します。

<主な取組>

- ・青少年育成団体の活動促進
- ・青少年の社会参加活動の促進
- ・青少年育成指導者の養成

③ 青少年相談と非行防止活動の推進

不登校、いじめ等の課題について、青少年相談体制の充実を図るとともに、地域と一体となって非行を助長する有害環境の浄化や非行防止活動を推進します。

<主な取組>

- ・青少年相談体制の充実
- ・環境浄化活動や非行防止活動の推進



青少年善行表彰

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

(1) 文化財の保護・継承

基本方針

文化財を愛護する市民意識の醸成を図るとともに、市民誰もが「ふるさと山陽小野田」に愛着を持ち誇りを感じるまちをつくるため、文化財の保護・継承に努め、文化財を生かしたまちづくりに取り組みます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
産業遺産・文化財や伝統文化・芸能の保護と継承に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	51%	52% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

市内には、先人たちの生活の証である有形・無形の文化財が数多く残されています。こうした文化遺産は、長い歴史の中で生まれ育ち、今日の世代まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、本市の歴史や伝統、文化などを正しく理解するうえで極めて重要なものです。

●課題

文化財については、新たな視点をもって価値を見つめながら、その保存継承に努める必要があります。さらに、市民の学習ニーズに応えるためにも、文化財をはじめとする地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりが重要です。

指定文化財等の状況（平成24年4月現在）

国指定	周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋	市指定	円応寺薬師堂仏像 3 軀
	旧小野田セメント製造株式会社堅窯		高泊御開作新田記
	小野田セメント山手倶楽部		仁保の上古墳
国登録	小野田セメント山手倶楽部		塚の川古墳
県指定	松嶽山正法寺銅鐘		岩崎寺観音堂鰐口
	小野田セメント徳利窯		塩浜石炭焚滓堆積地
	長光寺山古墳出土品		法蓮寺梵鐘
	岩崎寺仏像 7 軀		松山窯跡出土品
	松嶽山正法寺仏像 1 軀		石字経王塔
	物見山経塚出土品		糸根の松原
	長光寺山古墳		平松 1 号古墳
	妙徳寺山 1 号経塚出土品		小野田の皿山用具・製品
市指定	妙徳寺山古墳出土品		仁保の上道乾屋敷跡
	長光寺山経塚・同出土品		旦の登り窯
	松嶽山正法寺古文書		千林尼の大休・指月石畳道
	厚狭毛利家墓所・墓碑		旧本山炭鉾斜坑坑口
			古式行事

施策体系

(1) 文化財の保護・継承

① 文化財の保護・継承

② 文化財の活用

施策展開

① 文化財の保護・継承

市民の文化財愛護意識の醸成を図り、文化財の適正な保存や展示、また、調査研究を行うとともに、伝統芸能や伝統行事の継承を図ります。

<主な取組>

- ・文化財保護意識の啓発
- ・文化財の指定・保存
- ・文化財の調査・研究
- ・伝統文化の継承

② 文化財の活用

市民が郷土の歴史・文化に触れる場として文化財の整備・活用を図り、ふるさとを愛する心を醸成していきます。

<主な取組>

- ・文化財の整備・活用
- ・旦の登り窯の保存・修復



古式行事

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

(2) 芸術文化の振興

基本方針

地域の特色ある芸術文化活動を支援するとともに、質の高い芸術文化に接する機会の提供や環境の整備を進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 H29年度
		基準年	数 値		
文化施設の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	49%	55% (H24.8)	増やす
芸術文化活動の振興に関する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	47%	53% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

本市には、文化会館をはじめ、市民館やきららガラス未来館などの文化施設があります。これらの施設では、市民の文化活動の振興や豊かな感性の養成、新たな文化の創意を目的として、多様な事業の企画運営に努めています。

●課題

市民の幅広い活動を一層支援するとともに、質の高い芸術文化に接する機会の提供や環境の整備など、様々な角度から文化振興を促進する必要があります。

文化施設の利用状況（平成23年度）

施 設 名	利用者数
文化会館	52,741 人
市民館文化ホール	40,134 人
きららガラス未来館	13,366 人

施策体系

(2) 芸術文化の振興

① 芸術文化を育む環境づくり

② 芸術文化活動の推進

施策展開

① 芸術文化を育む環境づくり

芸術文化の基盤づくりを推進するため、文化施設等の整備を促進し、活動の場を拡充します。また、成人のみならず、市内児童生徒が芸術に鑑賞する機会の充実に努めます。

<主な取組>

- ・芸術文化施設の整備・充実
- ・芸術文化施設の利用促進
- ・芸術文化の鑑賞機会の充実
- ・民間と連携した文化活動の場づくり
- ・市民ギャラリー設置の検討

② 芸術文化活動の推進

市民の自発的な芸術文化活動の活性化を図るため、文化情報の提供、文化団体への支援、芸術文化に顕著な功績のあった個人・団体等の顕彰を図ります。

<主な取組>

- ・文化振興ビジョンの策定
- ・文化情報の提供
- ・文化団体の育成・支援
- ・芸術文化活動の顕彰
- ・ガラス文化の振興



ふれあいガラスフェスタ

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

心身が健やかで活力のある社会を築くため、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。また、市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、相談・支援、情報提供の充実、指導者の養成・確保、スポーツクラブの育成などを図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
スポーツ施設の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	49%	53% (H24.8)	増やす
スポーツの振興・普及に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	53%	55% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

健康づくりへの関心が年々高まる中、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことで、健康づくり、世代・地域の交流、青少年育成への貢献を進めています。

●課題

子どもから高齢者まで継続的な健康づくりを実現していけるよう、身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の確保、市民の適切なスポーツ・健康づくり活動に資する指導体制づくり、市民が主体的・継続的にスポーツ活動を推進するための体制づくりが求められます。

また、県立おのだサッカー交流公園やゴルフ場などを拠点として、スポーツによるまちづくりを推進するとともに、施設の活用を図る必要があります。

スポーツ施設の利用状況（平成23年度）

施設名	利用者数	施設名	利用者数
野球場	9,481人	武道館	柔剣道場 9,425人
厚狭球場	7,227人		弓道場 3,791人
県立サッカー場	59,469人	アーチェリー場 531人	
サッカー場	14,321人	市民館体育ホール 16,995人	
市民プール	17,501人	運動広場	4箇所 71,031人
市民体育館	58,704人	テニス場	5箇所 20,641人

施策体系

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツ・レクリエーション施設の充実
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ スポーツによるまちづくりの推進

施策展開

① スポーツ・レクリエーション施設の充実

体育施設の整備・充実を進めるとともに、学校体育施設や民間体育施設の地域開放を促進するなど、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境の整備を図ります。

<主な取組>

- ・体育施設の整備・充実
- ・学校体育施設の開放
- ・民間体育施設活用の促進
- ・体育関連の技能士等の育成

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、相談・支援、情報提供の充実、指導者の養成・確保、スポーツクラブの育成などを図ります。

<主な取組>

- ・相談・支援、情報提供の充実
- ・団体の育成・支援、指導者の養成
- ・総合型地域スポーツクラブの育成
- ・青少年スポーツ育成体制の充実
- ・市民のスポーツとのふれあいの場づくりの推進

③ スポーツによるまちづくりの推進

県立おのだサッカー交流公園などのスポーツ施設を活用して、魅力あるスポーツ大会の開催等多彩なスポーツ交流を促進し、スポーツによるまちづくりを推進します。

<主な取組>

- ・サッカーを中心としたスポーツによるまちづくりの推進
- ・魅力あるスポーツ大会の開催などによる交流の促進



山口国体 サッカー競技

参考資料

- 1 基本計画見直し方針 ----- 136
- 2 策定体制・経過 ----- 138

1 基本計画見直し方針

第一次山陽小野田市総合計画（基本計画）見直し方針

1 趣 旨

新市建設計画を踏まえ、平成19年度に策定した山陽小野田市の指針となり、実効性のある新しい総合計画の基本計画は、計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間であるが、中間年度に見直しを行うこととなっている。このため、中間年度である平成24年度に見直しを行う。

2 基本計画見直しの考え方

- (1) 基本構想は、平成20年度から平成29年度までの10年間の本市の目指す将来像を示し、それを実現するための施策の大綱・方針を明らかにしたものであり、原則として変更しない。
- (2) 基本計画について、社会経済情勢の変化に加え、平成20年度から平成24年度（見込み）までの基本計画の取組を評価・総括した上で、見直しを行う。
- (3) 基本計画の構成は、これまでに引き続き、施策ごとに基本方針、目標指標、現状と課題、施策体系、施策展開について明示する。
- (4) 基本計画の見直しに当たっては、市民の声を反映した計画となるよう検討する。

3 基本計画見直しの基本的視点

(1) 社会情勢の変化への対応

東日本大震災をはじめ、全国各地で相次ぐ自然災害や本市でも平成22年7月の厚狭川大水害の経験から防災・減災に対する意識が増大している。また、少子高齢化・人口減少社会を迎え、人口定住策が求められるなどめまぐるしい社会情勢の変動を的確に捉えた計画とする。

(2) 基本計画の継続性の確保

引き続き、基本構想に掲げた本市の将来像を達成するため、これまでの基本計画における取組を継続し、一貫性のある計画とする。

(3) 計画の実行性の確保

これまでの事務事業や評価等の結果を踏まえ、より実行性のある計画とする。

4 実施体制

(1) 市民参加

市民参加による市民本位のまちづくりの具現化に資するため、以下の手法を用いて、基本計画の見直しに市民の意見や提案を反映させる。

○市民アンケートの実施

山陽小野田市民のまちづくりに関する意向を5年前と比較して把握するため、市民アンケート調査を実施する。また、前回同様、将来の山陽小野田市を担う若者のまちづくりに関する意向把握やまちづくりのアイデアを抽出するため、市内の中学生を対象にアンケート調査を実施する。

○まちづくり市民会議基本計画見直し検討部会の開催

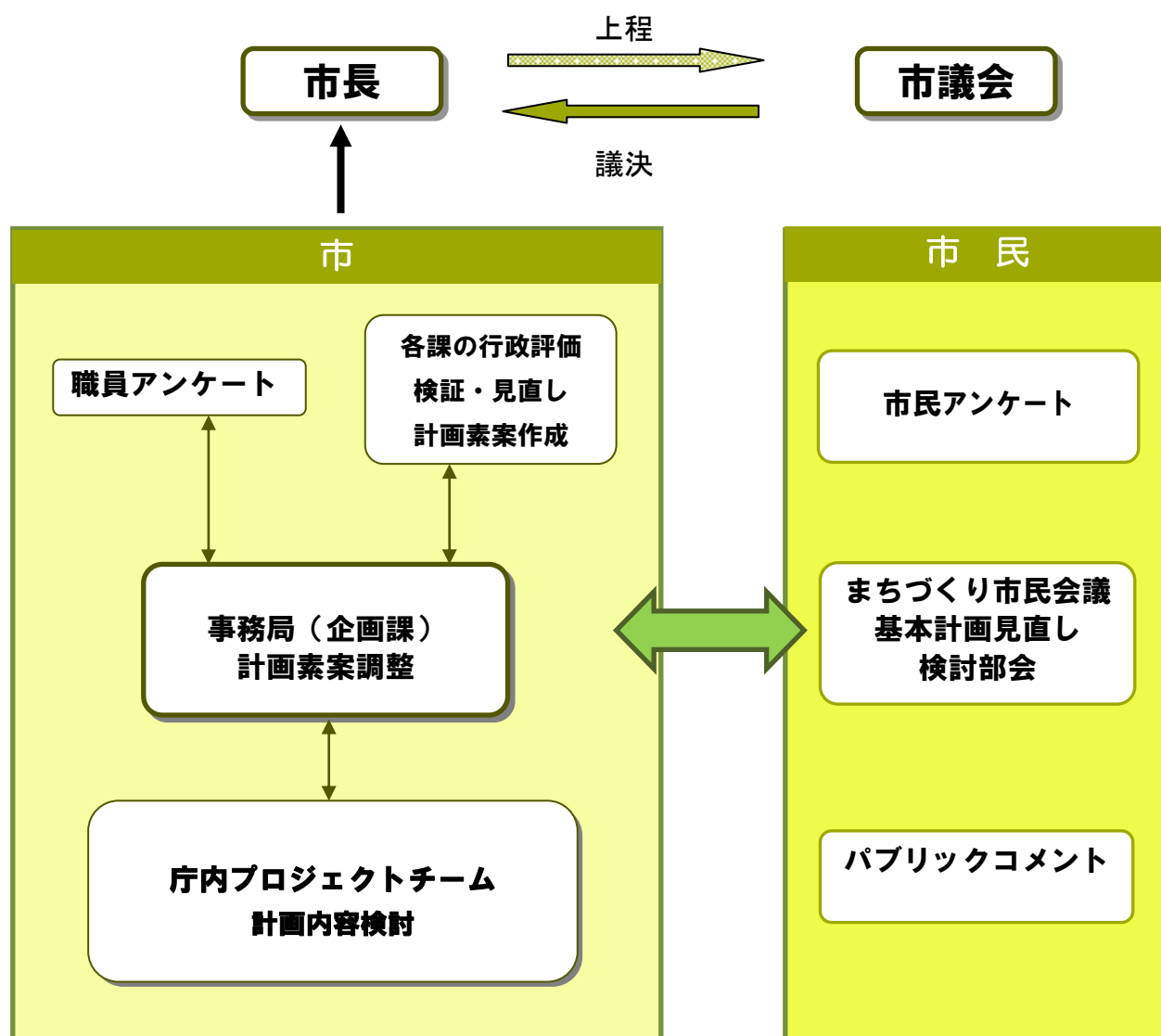
まちづくりにおいて、市民と行政の協働による実践を推進するため、市民参加による意見交換及び市のまちづくりに関する提言を行うための「まちづくり市民会議基本計画見直し検討部会」を開催する。

○パブリック・コメントの実施

基本計画の見直しについて、庁内プロジェクトやまちづくり市民会議基本計画見直し検討部会において調整された案について広く市民の意見を求めるパブリック・コメントを実施する。

2 策定体制・経過

(1) 策定体制



(2) まちづくり市民会議基本計画見直し検討部会委員名簿

所属等	氏名
公募委員（座長）	岩佐 謙三
公募委員（副座長）	山中 一豊
公募委員	伊藤 博夫
公募委員	塩田 賢二
公募委員	白川 渉
公募委員	杉本 保喜
公募委員	長谷川 久子
公募委員	松尾 知勝
公募委員	吉村 紀明

(3) 策定経過

時期	内容
平成24年 5月	基本計画見直し方針策定
平成24年 7月	市民アンケート実施（市民3,500人、中学生2年生565人）
平成24年 7月	職員アンケート実施（791人）
平成24年 8月	アンケート調査結果公表
平成24年 9月	まちづくり市民会議「基本計画見直し検討部会」委員募集
平成24年11月	基本計画見直し検討部会（第1回）
平成24年12月	基本計画見直し検討部会（第2回）
平成24年12月	基本計画見直し検討部会（第3回）
平成24年12月	基本計画見直し検討部会（第4回）
平成25年 1月	パブリックコメントの実施
平成25年 1月	基本計画見直し検討部会（第5回）
平成25年 2月	基本計画見直し検討部会「提言書」提出
平成25年 2月	パブリックコメントの実施結果公表
平成25年 3月	平成25年第1回（3月）市議会定例会（議決）

山陽小野田市民憲章

みんなのちかい

私たちは、先人のこころを受け止め、
住みよいまちをめざして、ここにちかいをたてます。

一、このまちの未来のために自ら考えます。

一、このまちの未来のために汗を流します。

そして、このまちを愛します。



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY